

6月17日（月）



# 令和元年6月17日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）

- 1番 日高利夫（東諸の未来を考える会）
- 2番 有岡浩一（郷中の会）
- 3番 坂本康郎（公明党宮崎県議団）
- 4番 来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 5番 岩切達哉（県民連合宮崎）
- 6番 武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
- 7番 山下寿（同）
- 8番 窪菌辰也（同）
- 9番 脇谷のりこ（同）
- 10番 佐藤雅洋（同）
- 11番 安田厚生（同）
- 12番 内田理佐（同）
- 13番 丸山裕次郎（同）
- 14番 冏師博規（無所属の会 チームひまわり）
- 15番 重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
- 16番 前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 17番 渡辺創（県民連合宮崎）
- 18番 高橋透（同）
- 19番 中野一則（宮崎県議会自由民主党）
- 20番 横田照夫（同）
- 21番 濱砂守（同）
- 22番 西村賢（同）
- 23番 外山衛（同）
- 24番 日高博之（同）
- 25番 野崎幸士（同）
- 26番 日高陽一（同）
- 27番 井上紀代子（県民の声）
- 28番 河野哲也（公明党宮崎県議団）
- 29番 田口雄二（県民連合宮崎）
- 30番 満行潤一（同）
- 31番 太田清海（同）
- 32番 坂口博美（宮崎県議会自由民主党）
- 33番 二見康之（同）
- 34番 蓬原正三（同）
- 35番 右松隆央（同）
- 37番 井本英雄（同）
- 38番 徳重忠夫（同）
- 39番 山下博三（同）

欠席議員（1名）

- 36番 星原透（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

- |            |       |      |
|------------|-------|------|
| 知事         | 河野俊嗣  | 野司行敏 |
| 副知事        | 鎌原宜文  | 原宜浩司 |
| 総合政策部長     | 渡邊浩   | 邊浩司  |
| 総務部長       | 武田宗仁  | 田宗仁  |
| 危機管理統括監    | 藪田亨   | 田亨   |
| 福祉保健部長     | 渡辺善敬  | 辺善敬  |
| 環境森林部長     | 佐野詔藏  | 野詔藏  |
| 商工観光労働部長   | 井手義哉  | 手義哉  |
| 農政水産部長     | 坊菌正恒  | 菌正恒  |
| 県土整備部長     | 瀬戸長秀美 | 戸長秀美 |
| 会計管理者      | 大西祐二  | 西祐二  |
| 企業局長       | 冏師雄一  | 師雄一  |
| 病院局長       | 桑山秀彦  | 山秀彦  |
| 総務部参事兼財政課長 | 吉村達也  | 村達也  |
| 教育長        | 日隈俊郎  | 隈俊郎  |
| 警察本部長      | 郷治知道  | 郷治知道 |
| 監査事務局長     | 高林宏一  | 高林宏一 |
| 人事委員長      | 濱砂公一  | 濱砂公一 |

事務局職員出席者

- |         |      |     |
|---------|------|-----|
| 事務局局長   | 片寄元道 | 寄元道 |
| 事務局次長   | 和田括伸 | 田括伸 |
| 議事課長    | 齊藤安彦 | 藤安彦 |
| 政策調査課長  | 日高民治 | 高民治 |
| 議事課長補佐  | 鬼川真治 | 川真治 |
| 議事担当主幹  | 山口修三 | 口修三 |
| 議事課主査   | 井尻隆太 | 尻隆太 |
| 議事課主任主事 | 三倉潤也 | 倉潤也 |

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。西都市西米良村選出、自由民主党の濱砂守でございます。

まず、先般4月7日に行われました宮崎県議会議員選挙で、通算5期目の当選をさせていただきました。今後、任期の4年間、市民、村民の代弁者としてしっかり発言をしままいりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問をしままいります。よろしく願いいたします。

国連の世界人口予測2017年版によりますと、現在76億人の世界人口は、2030年までに86億人、2050年に約98億人に達すると予測されています。人口の増加が最も大きくなる地域はアフリカ、その後にアジアが続いています。とりわけアフリカ26カ国では、2017年から2050年間に、人口が少なくとも2倍になると推測されております。

今後は、宮崎県も例外なく、成長著しいアジアや、人口増を背景に安定した市場拡大が見込める欧米等の世界市場をターゲットにしながら、深刻な人手不足を補うために、外国人労働者への期待も一層高まるものと思われまます。

2000年ごろ、「世界がもし100人の村だったら」と題した文章がインターネットで広まり、世界中で話題を呼びました。世界人口を100人に縮めると、地球はどんな村になるかというものであります。ここでは、「宮崎県がもし100人の

村だったら」、今の宮崎県は一体どんな村なのか、紹介をしてみます。ただし、ここでいう1人は、平成31年3月刊行「指標で見る宮崎県」をもとにした本県の人口約108万人の1%、1万800人であります。

まず、集落の状況から見てみます。「宮崎県がもし100人の村だったら」、村には26の集落があります。そのうち3つの集落に63人が住んでいます。面積は村全体の28%であります。残りの37人が、村の72%の面積に住んでいます。23の集落のうち10の集落には、全部合わせても4人しか住んでおりません。人口の多い集落、少ない集落があります。

次に、村人の年齢構成を見てみます。「宮崎県がもし100人の村だったら」、この村に住んでいる人のうち、男の人は47人で、女の人は53人です。村人の年齢は、15歳未満が13人、15歳から64歳は55人、65歳以上が32人です。

最近、村では子供の数が少なくなり、お年寄りがふえてきました。2年間で1.6人が生まれ、2.6人が死亡します。2年後には、村の人口は1人減って99人になります。

村人はどんな仕事をしているのでしょうか。「宮崎県がもし100人の村だったら」、村人たちはいろいろな仕事をしています。100人のうち15歳以上で働くことのできる村人、労働力人口は50人います。そのうち、48人が就業しており、2人は失業しています。農林業や漁業の第1次産業で働いている人が5人、製造業や建設業の第2次産業で働いている人が10人、卸売業・小売業や医療福祉関係の3次産業で働いている人が32人です。

住居環境はどうでしょうか。「宮崎県がもし100人の村だったら」、村人の97人が上水道を使用しておりますが、し尿処理を水洗化してい

るのは93人、下水道を使用しているのは59人です。村の9つの集落には、下水道施設がありません。34人は浄化槽を使用しています。

以上、ただ単に数を凝縮しただけの表現ではありませんが、県内の大まかな状況をつかむことができます。知事は、このような県内の26市町村の人口分布についてどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

**○知事(河野俊嗣君)** [登壇] おはようございます。お答えします。

宮崎県の人口分布の現状であります。平成30年10月1日現在の数字を申し上げますと、宮崎市は39万9,000人で県人口の36.9%、都城市は16万2,000人で15.0%、延岡市は12万1,000人で11.2%となっております。この3市で県人口の約6割を占めている状況であります。

一方で、山間部には、人口の少ないほうから言いますと、西米良村1,040人、諸塚村1,600人、椎葉村2,627人、こういった自治体もあります。

また、都市部に比べ、こうした自治体では高齢化率も高く、例えば美郷町では51.1%となっております。

このように本県では、都市部への人口集中が見られる一方、中山間地域では人口減少や高齢化が進み、日常生活に必要なサービスの維持が難しくなる自治体も生じるのではないかという認識を持っているところであります。以上であります。[降壇]

**○濱砂 守議員** 次に、人口減少問題について質問をしてみたいです。

県内には総人口の1%、つまり、人口がおよそ1万人に満たない10の町村が存在してありま

す。10の町村合わせた総人口は、2018年の4万8,893人から、2045年には42%減少して、2万8,513人になります。特に、そのうちの西米良村の566人、諸塚村の667人と、2つの村では人口1,000人を下回ると推計されております。

知事は、人口減少によって生じる課題を克服し、将来にわたって活力が維持される地域づくりを進めるとされております。このような人口減少の著しい村についても、最低でも人口1,000人は維持してもらいたいものであります。村と連携して即効性のある施策はとれないものか、知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 県では、これまでも市町村などと連携しまして、人口減少の抑制に取り組んできたところでありますが、このままでいくと、国の推計にありますように、大幅な人口減少になることが懸念されるところであります。

一方で、例えば西米良村のような規模の自治体の場合、複数年で1世帯から2世帯のUターンや移住者を確保することができれば、人口減少の幅は相当緩和されるものと考えております。

そのためには、移住施策と並行して、基幹産業であります農林水産業の振興や、雇用、教育、医療などの生活を維持するための環境整備を行うことが重要であります。市町村の置かれている状況や課題はそれぞれ異なっております。

このため、市町村とは、現状分析や課題の共有化など、これまで以上に連携を深め、それぞれの実情に合わせた対策を講じてまいりたいと考えております。

**○濱砂 守議員** 引き続き人口減少問題について、総合政策部長にお伺いいたします。

総合政策とは、今、社会で起きている問題に対して、複数の視点で政策的な解決方法を提示することとあります。

本県においても、市町村によって、置かれている状況や取り組むべき対策は当然に違ってまいります。

特に人口減少の著しい小規模町村に対して、今後どのような取り組みを行っていかれるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 御指摘のとおり、山間部の小規模町村におきましては、いかにして人口の流出に歯どめをかけていくのかということは、切実な問題であると認識しております。

県ではこれまで、市町村とそれぞれの人口動態等のデータを分析し、課題の共有化や、その対策に向けた協議を行ってまいりました。また、国の地方創生推進交付金を活用しまして、広域連携の枠組みをつくり、昨年度から、椎葉村や五ヶ瀬町等14の市町村と、情報がしっかりと届く仕組みづくりですとか、働きたい職場の確保等に取り組んでおりまして、小規模町村における若者の県内定着促進など、人口減少対策に活用しているところでございます。

さらに、今回、これらの取り組みを充実させるために、今議会に「県・市町村人口問題対策連携事業」をお願いしておりますけれども、各市町村の実情に応じた対策の検討や、その具体化を図ってまいりたいと考えております。

県といたしましては、このような取り組みを通じまして、市町村との連携をさらに進め、それぞれの実情に合わせた人口減少対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○濱砂 守議員** ありがとうございます。引き続き人口減少問題について伺います。

知事は、今6月定例議会に人口減少対策基金積立金30億円を上程し、19年度は、新規の26事業6億300万円を盛り込んだ各種の支援金を準備して、今後4年間にわたって県単独費で積極的な事業展開を行う方針を示されております。まずは、その事業効果に期待を寄せているものでございます。

しかしながら、これらの対策は人口減少を幾分かは緩やかにするとは思われますが、現時点での社会動態、自然動態、出生率から見ても、現在の人口を到底維持できるとは思えません。宮崎県の人口は、2018年の107万9,727人から17年後の35年には92万8,034人、27年後の45年には82万4,806人にまで減少すると推計されております。

そもそも日本の人口は、明治維新から2008年の1億2,808万人のピークに達するまでの140年間で約3.84倍と急激に増加したもので、宮崎県の過去の人口を追ってみても、明治21年に40万9,675人、大正9年に65万1,095人、昭和22年に100万人の大台に乗り、102万5,689人、平成8年にピークの117万7,407人を境に減少を続けております。

全体的な人口減少はやむを得ないこととしても、さまざまな政策をもって減少のスピードを緩やかにし、どこで食いとめられるか、また、どのように食いとめるかが重要な課題であると考えます。

知事は、将来の宮崎県の望ましい人口についてどのように考えておられるのか、人口構造とあわせてお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県の人口につきましては、総合計画においても将来推計を示しておりますが、若年層を中心とした県外流出と出生数の減少が続く間は、人口が減少していくこと

となります。議員御指摘のように人口減少をとめること、現実問題かなり難しいものがございますが、少しでもその減少幅を緩やかなものにしていく、そして、将来にわたって持続可能な宮崎の土台を今つくっていくことが、大変重要であると考えております。

このため、社会減の解消と、合計特殊出生率2.07を達成していくことが必要でありまして、総合計画長期ビジョンにおきましては、その時期を2030年代末までとしているところであります。

このような中で、2030年には、総人口100万人程度、合計特殊出生率1.9程度を目指すこととしております。若者の県内定着の促進や子育て支援などに取り組むことによりまして、将来的には、若年層と高齢層のバランスがとれた年齢構造を目指す必要があるものと考えております。

**○濱砂 守議員** これは余談ですが、明治21年(1888年)の人口調査によりますと、日本の人口は3,963万人、人口が最も多いのは新潟県で166万人、2位は兵庫県の151万人、3位が愛知県の144万人、東京都は何と4位の135万人であります。最も人口が少ないのは北海道の30万人、次いで沖縄県の37万人、鳥取県の39万人、宮崎県は44位の40万人であります。なぜ新潟が人口日本一と、つい考えてしまいますが、当時の日本経済は、第1次産業を中心に展開していましたから、その中で新潟は、稲作に適した気候で、お米の収穫量が豊富であったこと、それに加え、大阪と北海道を結ぶ北前船航路の港のあった日本海側のほうが豊かな傾向にあったようであります。

それでは次に、長期ビジョンに示された人口問題対応戦略について伺います。

本県では既に、本格的な少子高齢・人口減少時代を迎え、労働力の不足や社会保障費の増大に伴い、地域や産業、家庭など、あらゆる分野が大きく変わり始めております。2015年の国民負担率は42.8%となり、2010年から5年間で5.5%増加し、主に社会保障費の拡大が目立っております。

宮崎県総合計画31年改定「2030年の宮崎県に関する推計」では、さまざまな対策を講じても、人口は100万人を割り込み、2.8人に1人が高齢者となります。人口構造に大きな違いはありませんが、30年までに合計特殊出生率が2.07に改善できれば、自然現象に歯どめがかかり、将来的な人口減少の収束につながることを期待されるとしております。

2015年の国勢調査によりますと、高齢化率は29.5%、厚生労働省が今月7日に発表した2018年の合計特殊出生率では、全国が1.42と3年連続で低下いたしました。宮崎県は1.73で、沖縄県の1.89、島根県の1.74に次いで3番目であり、全国2位から3位にランクダウンしてしまいました。全国的な傾向ではありますが、2003年以降は死亡数が出生数を上回る自然減に転換しております。さらに、社会動態でも転出超過による社会減が続いており、自然減と社会減が同時進行している状態にあります。

このような状況で、知事は、具体的にはどのような政策をもって人口減少の解消に取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 御指摘ありましたように、自然減と社会減が同時進行する中で、今後の人口減少対策を考える上では、これから子供を産み育てることとなる若者世代の県内定着や県外からの呼び込みを図ることが最大の課題であると認識をしております。

そのためには、高校生などの県内就職やU I Jターンの促進、産業の魅力向上による良質な雇用の場の確保、さらには、働き方改革や子育て環境の整備といった人口減少対策に総合的に取り組み、社会減の解消や合計特殊出生率の向上を目指していく必要があると考えております。

その達成に向けた道のりは、決して平坦なものではないと考えておりますが、今議会には、人口減少対策に一層注力していくための新たな基金の設置もお願いしているところであります。今後とも、市町村や関係団体とも十分に連携しながら、施策を展開してまいりたいと考えております。

**○濱砂 守議員** 次に、合計特殊出生率の引き上げについて伺います。

県の長期ビジョンでは、人口問題対応戦略の内容を明確にした上で、その実現に向けた施策展開の方向性を示すとして、2030年に向けての数値目標を掲げ、総人口100万人程度、合計特殊出生率1.9程度を目指し、さらに安心して子供を産み育てられる社会づくりの充実に向けて取り組むとしております。

2018年の合計特殊出生率1.72から、2030年目標の1.9の達成に向けて、どのような施策を講じられるのか、福祉保健部長にお伺いたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 2030年に合計特殊出生率1.9程度という目標を達成するためには、さらなる努力が不可欠でございます。本県では、子供と子育てを社会全体で応援する「未来みやざき子育て県民運動」に取り組んでいるところでございます。

その中で県においては、結婚サポート事業や夫婦の子育て協働の推進、子育て支援団体への

支援など、出会い、結婚、妊娠、出産、子育てというそれぞれのライフステージに沿った切れ目ない支援を、家庭、地域、職場の各場面に即して実施してまいりました。

今回も、人口減少対策基金を活用した新たな取り組みをお願いさせていただいているところですが、今後とも、目標が達成できるよう、安心して子供を産み、育てられる社会の実現に向けて、これまでの取り組みの課題と対応策、国の新たな取り組み、他県の先進的な施策を研究・分析しながら、国や市町村、関係団体、企業等ともさらなる連携を図りつつ、知恵を絞って、県民総ぐるみで取り組みを強化してまいりたいと考えております。

**○濱砂 守議員** 次に、新卒者の県内就職割合についてであります。

県は、若者世代を中心に、人口流出に歯どめをかけるとともに、人口減少が進む中であっても、活力が維持される地域づくりを目指すとして、県内新規高卒者の県内就職割合を65%に設定しております。

学校基本調査によりますと、2018年の県内高校卒業者の県内就職率は56.8%で、過去10年以上50%台で推移をしております。目標の65%の達成に向けて、どのような対策をとられるのか、商工観光労働部長にお伺いたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 高校生の県内就職促進につきましては、これまで、高校と企業・関係団体等とのネットワークづくりのほか、企業見学会や学年ごとの企業ガイダンス等を通じた生徒と企業の出会いの場づくりに取り組んでおり、県内就職率は、平成28年以降3年連続で上昇しているところであります。

県としましては、目標達成に向けて、これまでの取り組みを継続することに加え、働きやす



い職場環境づくりの推進や、地域の中核となる企業の育成などにより、働く場所としての魅力を向上させるとともに、こうした魅力や宮崎の暮らしやすさを、小中学生の段階から保護者を含めて伝える取り組みなどを強化してまいりたいと考えております。

**○濱砂 守議員** 引き続きお伺いいたします。

同じく長期ビジョンでは、県内大学・短大等新規卒業者の県内就職割合50%台を目標としています。2018年の大学卒業者の県内就職率は43.1%ですが、50%台を達成するためにどのような対策をとられるのか、総合政策部長にお尋ねいたします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 大学生など若者の県内企業への就職を促進するためには、働く場である企業や地域の魅力を高めるとともに、その魅力を若者にしっかりと伝え、理解していただくことが重要であります。

県ではこれまで、県内企業に就職する若者の奨学金の返還支援や、海外展開する企業での就業体験などインターンシップの充実、また、女子大学生等を対象にした就職応援セミナーの開催等に取り組んできたところであります。

今後は、これらの取り組みに加えまして、給与水準の改善や福利厚生充実を初めとする魅力ある労働環境づくりに向けた県内企業への働きかけや、大学等における本県産業の魅力を学ぶ教育カリキュラムの充実、さらには、若者に情報を直接届ける仕組みづくりなど、大学や企業等との連携による取り組みを一層強化することによって、県内就職率の向上につなげてまいりたいと考えております。

**○濱砂 守議員** 次に、農業問題についてお尋ねいたします。

まず、スマート農業についてであります。

農業の現場では、担い手の高齢化が急速に進んでおります。労働力不足が深刻となっている今、スマート農業は、ロボット技術や情報通信技術を活用して、農作業における省力化・軽労化をさらに進めるというもので、新規就農者の確保や、栽培技術力の継承等が期待されている新たな農業のことです。

既に、人気テレビドラマ「下町ロケット」で話題になった無人で走行するトラクター、運転アシスト機能がついた田植え機やコンバイン、自動運転で農薬を散布できるドローンなど、農作業の自動化を実現する農業ロボットの実用化が進んでおります。何といたっても最大のメリットは、作業量と時間の短縮であります。真夏の炎天下で重労働をしなくてよくなる、夜中でもトラクターが無人で働いてくれる、田んぼの農薬散布もドローンで好きなときにできるなどあります。

期待高まるスマート農業ですが、それが担い手や後継者不足などの課題解決につながる「儲かる農業」に貢献してほしいものであります。

全国でも有数の農業県である宮崎県におけるスマート農業の推進について、知事の考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** スマート農業であります。情報通信技術やロボット技術等の先端技術を導入することによりまして、農業生産の効率化、収量・品質の向上など、本県農業の主力であります畜産や園芸部門などをさらに発展させ、競争力向上を図る強力なツールになるものと期待しております。

また、担い手の高齢化や減少が見込まれる中、熟練農業者の技術伝承や人材の確保・育成といった観点から、人口減少対策としても、本県農業への導入は必要不可欠なものと考えてお

ります。

県内では既に、園芸ハウス内の温度等を自動制御するシステムや、畜産における搾乳ロボットの活用など、さまざまな取り組みが導入されているところではありますが、その技術は日々進歩しております。

県といたしましては、大きな可能性を秘めたこのスマート農業を、農業者はもちろん、関係団体や試験研究機関、民間企業などの多様な主体と連携し、本県に適した形での開発・実証、普及を進めることによりまして、新しい形での「儲かる農業」を目指し、さらに推進してまいりたいと考えております。

**○濱砂 守議員** 本県では今議会に、県単事業として、「スマート農業による働き方改革産地実証事業」が提案されております。労働時間削減と生産性向上を実現する産地数を、令和3年までに18産地育成するとしています。具体的な就業環境の改善とはどのようなものなのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 農業分野でも働き方改革が求められている中で、スマート農業は、重労働や長時間拘束の解消など、就業環境改善にも貢献できる技術であると考えております。

このため、今議会をお願いしております「スマート農業による働き方改革産地実証事業」では、普及段階の技術に絞り、産地への導入を早急に進めてまいりたいと考えております。

具体的には、農業機械の自動操舵システムにより、初心者でも高精度な作業を可能にする取り組み、また、収穫コンテナの積みおろしなどの重労働をアシストスーツで軽減する取り組み、さらには、遠隔監視により肉用牛繁殖農家の発情発見等の拘束時間を削減する取り組みな

どを想定しております。

県といたしましては、これらの技術の導入、普及に努め、農業現場の就業環境の改善を推進してまいりたいと考えております。

**○濱砂 守議員** ありがとうございます。

次に、林業問題についてお尋ねをいたします。

まず、県有財産、県有林の有効活用についてであります。県営林、経営計画では、安定的な収入確保による持続的な管理運営に取り組み、広く県民に親しまれる森林づくりなどを進め、多様な森林整備の推進と条件整備による安定的な収入確保に努めるとしております。

現在、県有林は面積にして6,841ヘクタール（68.41平方キロメートル）で、新富町の面積61.53平方キロメートルを上回る広さ、蓄積量は218万3,000立方メートルを有し、28年連続1位の、宮崎県の杉素材生産量179万立方メートルを上回る蓄積量であります。

このように、県有林は県民の貴重な財産であります。これまでの活用状況と今後のあり方について、環境森林部長にお尋ねをいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 県有林は、明治35年に宮崎市高岡町などに設置して以降、経営規模の拡大を図りながら、これまで管理してきたところであります。

その活用状況につきましては、戦後、宮崎市の復興資材として木材を供給したほか、昭和30年代以降は、県庁舎の建設費に充てるための伐採などを行ってきたところであります。

近年は、「ひなもり台県民ふれあいの森」の整備など、森林の総合的な利用も進めてきたところであり、こうした中、昨年度は、東京オリンピック・パラリンピックの「選手村ビレッジプラザ」の建築部材の一部として県有林材を提

供するなど、それぞれの時代の要請に応じてきたところでもあります。

今後、経営計画に基づき、森林の公益的機能の発揮に努めますとともに、県民の財産として資源の充実を図りつつ、多様なニーズに応じてまいりたいと考えております。

**○濱砂 守議員** 引き続き、林業についてお尋ねをいたします。

本県の森林資源は杉を中心に充実してきており、今後ますます素材生産量は増大するものと予想されております。杉の樹齢年数は、8 齢級以上が78%と偏っていることから、今後、急激に大径材が増加していくものと思われま。近年の大径材の丸太価格相場は、加工しにくい、歩どまりが悪い、集成材の利用で大きな材を使う必要がなくなった等の理由で、年々低下していると聞きます。

今のままでは山の総生産価値も、年期がたつほどに下がるのではないかと心配されています。大径材の利用状況について、環境森林部長にお尋ねをいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 大径材につきましては、森林資源の充実に伴い、生産量が増加しており、住宅用のはりや桁に加えまして、こん包材や集成材の材料など、新たな用途にも利用され始めております。

このような中、大径材は今後増加していきますので、量産加工できる製材工場をさらに整備するとともに、非住宅分野への用途拡大が必要であると認識しております。

このため県では、大径材に対応した製材ラインや集成材加工施設の整備を支援しているところであり、最近では、高原町に立地する新規製材工場にも支援を行っているところでもあります。

また、木材利用技術センターにおいても、製品や構法の開発に取り組むとともに、保育園や福祉施設など、PR効果が高く大径材を利用するモデル施設に対して、材料費支援を行っているところでもあります。

今後とも、このような取り組みにより、大径材の利用が一層進むよう努めてまいりたいと考えております。

**○濱砂 守議員** 次に、昨年2018年9月末から10月にかけて本県に襲来した台風24号、25号による風倒木被害は、いまだ県内各地の至るところで爪跡を残しております。県内における昨年の台風24号、25号による風倒木の処理状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 昨年度の台風24号、25号の強風による風倒木被害は、県内17市町村において、387カ所、284ヘクタールとなっております。

そのうち今年度は、都城市など5市町におきまして、森林所有者の委託を受けた森林組合が、国の森林整備事業を活用し、49カ所、70ヘクタールの復旧を行うこととしており、これまでに15カ所、28ヘクタールにおいて、風倒木の処理に着手しているところでもあります。

県といたしましては、残り214ヘクタールにつきましても、森林整備予算の確保や、関係団体への風倒木処理に対する協力要請に努めますとともに、森林所有者の理解を得ながら、早期の復旧が図られるよう支援してまいりたいと考えております。

**○濱砂 守議員** 次に、県有林は、原則として水源涵養機能や山地災害防止機能、土壌保全機能等の森林整備を推進するとしておりますが、県有林における昨年の台風24号、25号の被害状況について、環境森林部長にお尋ねいたしま

す。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 県有林におきましては、風倒木被害はありませんでしたものの、林道の被害が2路線2カ所、林地の崩壊が3カ所発生しております。

このうち、林道の被害につきましては、国庫補助により1路線は復旧が完了し、1路線は現在復旧中であります。

また、林地の崩壊につきましても、国庫補助による復旧を検討したところではありますが、比較的小規模で、県内の他の被害箇所と比べて緊急性が低かったことから、現時点においては着手できていないところであります。

しかしながら、今後、大雨などによっては被害の拡大も考えられますので、現地の状況をしっかり見守り、復旧について検討していくことといたしております。

**○濱砂 守議員** よろしくお願ひいたします。

次に、障がい者福祉問題についてお伺ひいたします。

障がい者が65歳以上になることで従来の障がい者福祉サービスを受けられなくなる「65歳の壁」問題が、一部で注目されております。障がい者に福祉サービスを提供する障害者総合支援法では、介護保険に同様のサービスがある場合、介護保険を優先するよう求める規定があり、税金で賄われるサービスよりも、保険によるサービスのほうが優先されるためであります。65歳になり介護保険に変わると、健常者と同じ扱いとなって、それまで受けていたサービスを受けられなくなったり、急に負担がふえたりする不都合が生じており、障がい者を苦しめているといたします。

厚生労働省は、自治体に対して、「個別の状況に応じて、介護保険サービスだけでなく、障

害福祉サービスも受けることができる」ことを通知していますが、実際の対応は自治体の裁量に任されており、内容はまちまちで、住む場所によってサービスの地域格差が生じているようであります。

65歳以上の障がい者の障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について、本県の状況を福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 65歳以上の障がい者につきましては、障害者総合支援法に基づき、基本的には介護保険サービスが優先的に適用されることとなっております。しかしながら、実施主体である市町村が、不足するサービスを障害福祉サービスで補うことができる仕組みとなっておりますので、御指摘のとおり、国の通知に基づき、利用者の心身の状況などに応じて、障害福祉サービスを適用することが求められております。

市町村では、この取り扱いに基づき支給決定を行っており、その結果、障害福祉サービス利用者の中で介護保険サービスも利用している方の割合は、県全体で2割程度、各市町村で1割から4割程度という状況にあります。

県としましては、65歳以上の障がい者の方々が、必要なサービスを受けられるようにすることが重要であると考えておまして、介護保険サービスに一律に切りかえるのではなく、その心身の状況に合った取り扱いがなされるよう、今後とも、市町村に対して、さまざまな機会を活用し、助言してまいりたいと考えております。

**○濱砂 守議員** 引き続き、障がい者福祉問題について質問いたします。

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づくものであります。その中には、障害福祉独

自のサービスと、介護保険サービスに相当するものがあります。

障害福祉サービスを利用していた人が、これまで介護保険相当のサービスを使っている場合、その人が65歳を迎えると、原則として介護保険サービスの利用が優先されることとなります。ただし、市町村の個別判断によって、そのまま障害福祉サービスを継続できることもあります。

ただし、ここでお金の問題が残ってきます。64歳以下で障害福祉サービスを利用する人のうち、住民税非課税者などの低所得者に利用者負担は発生しません。しかし、65歳で介護保険サービスの利用が優先されると、低所得者も1割負担が発生します。つまり、64歳まで障害福祉サービスを利用していた人が65歳の高齢者になると、介護保険サービスの利用が優先され、同じサービスを利用するには自己負担が発生することになります。

このことについて福祉保健部長はどう思われているのか、お尋ねいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 議員御指摘の利用者負担の違いについてでございますが、障害福祉サービスと介護保険サービスの制度の違いに起因するもので、障がい者が65歳の到来とともに新たな利用者負担を負うことは課題であると考えております。

このため、従来どおりのサービスを継続して享受し、安心した生活を送ることができるための体制を早期に構築するよう、平成29年度に、国に対して要望したところでございます。

こうした中、国は法改正を行い、平成30年度より、所得や障がいの程度など一定の条件はあるものの、65歳で介護保険を利用することとなった方の利用者負担をなくすための軽減措置

が設けられました。

今後、軽減措置の効果や影響を見きわめながら、必要に応じて国への要望等も検討してまいりたいと考えております。

**○濱砂 守議員** 障害福祉サービスの場合は、ほとんど利用者負担がありません。介護保険は原則1割負担。部長答弁のように、このふぐあい解消するため、2018年4月から、障害支援区分2以上などの要件を満たせば、償還払いによる負担軽減がなされることになりました。しかし、条件があり、65歳になるまで一定期間、障害福祉サービスを利用していた低所得高齢者に限っております。制度のはざま、自立への意欲や生活の継続性が阻害されないように、実態の把握と改善をよろしくお願いいたします。

次に、障害者入所施設についてであります。

私は以前、障害者福祉施設に携わっていたことがございます。常に誰かの手助けを必要とするのが重度障がい者であります。24時間介護が必要な障がいがある子を持つ親の高齢化が進むとともに、親が亡くなった後の子供はどうなってしまうのか、親は常に同じ不安を抱えております。「将来が不安」「行くところなくて不安」であります。誰かの手助けを得ながら生きなければならぬのが重度障がい者であります。

県内における、寝泊まりしながら介護を受けられる障害者支援施設の入所定員と待機者の状況について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 障がい者の入所施設である障害者支援施設についてでございますが、県内に31施設ありまして、入所定員計1,694名に対し、入所者数は1,662名であり、各施設において、おおむね定員を満たしているという状況でございます。

また、待機者数につきましては、施設間を重複して希望されている方も含む数字として、1名から10名が8施設、11名以上が10施設であると承知しておりまして、施設によって偏りはあるものの、一定の待機者がいるものと認識しております。

県としましては、障害者支援施設と同様、障がい者が安心できる住まいとしてのグループホームや、居宅介護等の在宅サービスの利用者数を計画的にふやしているところをございまして、障がいのある方が、地域で安心して生活できるサービスを受けることができるよう、努めているところであります。

**○濱砂 守議員** 次に、ひとり親世帯の現状と課題についてであります。

本県で言うひとり親世帯とは、満20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子、男子とその児童から成る世帯であります。市町村が、ひとり親福祉、児童扶養手当等の対象としている世帯も、ひとり親世帯であります。

県内における直近のひとり親世帯の状況について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 本県では、5年ごとに「ひとり親世帯生活実態調査」を行っておりまして、直近の平成29年度の調査における世帯数の推計値でございますが、母子世帯が1万5,686世帯、父子世帯が1,471世帯で、合計で1万7,157世帯となっております。

これは、前回調査の平成24年度と比較しますと、母子世帯は11世帯の増加、父子世帯は174世帯の減少となっております。

**○濱砂 守議員** 次に、ひとり親世帯となった理由と年齢構成について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** ひとり親と

なった理由につきましては、母子世帯、父子世帯ともに、離婚の占める割合が最も多く、約8割となっております。その他、未婚、死別、行方不明等があります。

ひとり親の年齢構成につきましては、母子世帯、父子世帯ともに40歳から49歳の占める割合が最も多く、母子世帯では48.0%、父子世帯では44.6%となっております。次いで多いのは、いずれも30歳から39歳で、母子世帯は31.3%、父子世帯は26.9%となっております。

**○濱砂 守議員** 次に、ひとり親世帯の就労状況と平均月収、及び生活上の悩み事について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** ひとり親の主な就労状況でございますが、母子世帯では、常用雇用者が46.2%、臨時雇用者が38.1%となっており、父子世帯では、常用雇用者が61.7%、自営業が23.1%となっております。

また、平均月収につきましては、母子世帯では、10～15万円未満の世帯が最も多く、35.6%となっており、父子世帯では、15～20万円未満の世帯が最も多く、30.3%となっております。

生活上の悩み事につきましては、母子世帯、父子世帯ともに、「生活費」に関するものが最も多く、次いで、「子供のこと」や「老後の心配」が挙げられております。

**○濱砂 守議員** ありがとうございます。

県は、子育てを応援する機運の醸成や、地域の子育て力の強化と子育て支援事業の拡充を図るとしております。また、経済的不安を抱えるひとり親家庭に対する自立のための就業支援や子育て・生活支援も必要だとして、答弁のように、5年ごとに実態に即した福祉施策を推進するための基礎資料を得るとして、「ひとり親世帯生活実態調査」を行っております。先ほど29

年度の実態調査の結果を2～3報告いただきましたが、前回24年の調査結果と比較しても、若干の数字の違いはあるものの、要望の順位や内容についての課題はほとんど変わっておらず、支援の効果が問われます。

本県におけるひとり親世帯の状況を踏まえて、今後、県としても新たな支援事業に取り組む必要があると思います。福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 県におきましては、ひとり親世帯の生活の安定と向上を図るため、ひとり親世帯を支援するさまざまな事業を行っております。

具体的には、経済的支援として、児童扶養手当の支給や、ひとり親医療費の助成、子供の修学等に要する費用を無利子または低利で貸し付ける「母子父子寡婦福祉資金事業」を行っております。

また、就業支援として、親が就職に有利な看護師等の資格取得のために就学する場合に給付金を支給しますほか、県母子寡婦福祉連合会に委託して、就業相談や就業講習会等を実施しているところであります。

ひとり親世帯の自立促進のためには、特に就業支援に力を入れる必要があると考えておりました。就業相談の件数が伸び悩むなど、改善すべき点もありますので、今後、県母子寡婦福祉連合会などの関係機関との意見交換を行いながら、必要な支援策について検討を行ってまいりたいと考えております。

**○濱砂 守議員** ありがとうございます。

それでは、引き続き地域振興、辺地債・過疎債についてお伺いいたします。

辺地とは、他の地域に比較して、住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他へん

びな地域で、住民の数、その他政令で定める要件に該当している地域とされており、本県では辺地を有する22市町村が該当します。

過疎とは、過疎法において、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が低位にある地域とされており、本県では過疎地域・一部過疎地域を含めて17市町村が指定されております。

どちらも、起債充当率100%、辺地債は元利償還金の80%、過疎債は元利償還金の70%が、普通交付税の基準財政需要額に算入されることになっており、大変有利な地方債であります。

辺地債と過疎債では、その活用条件にどのような違いがあるのか。また、本県における利用状況について、総務部長にお尋ねをいたします。

**○総務部長（武田宗仁君）** 過疎債及び辺地債は、それぞれ過疎法及び辺地法の指定を受けた地域において活用できる地方債であります。

過疎債と辺地債の主な違いといたしましては、今、議員からもお話がありましたように、過疎債は、市町村全域が事業の対象となる場合と、平成の合併前の旧町村区域に限って事業の対象となる場合があるのに対しまして、辺地債は、市町村内の一部地域、いわゆる辺地での事業に限られる点が挙げられます。

また、過疎債は、ハード事業に加えソフト事業も対象となる一方で、辺地債は、対象がハード事業に限られております。

次に、平成30年度における利用状況ではありますが、国の地方債計画では全体で、過疎債が4,600億円、辺地債が485億円計上されており、そのうち本県では、過疎債が17市町村で約63億円を、辺地債が12市町村で約8億円を、それぞれ活用しているところであります。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

引き続き、過疎法について伺います。

過疎法は、地方人口の過度の減少防止を目的に、過疎地域対策緊急措置法として、昭和45年に議員立法により制定されたものであります。その後、昭和55年、過疎地域振興特別措置法、平成2年、過疎地域活性化特別措置法として延長され、過去の過疎3法の経緯を経て、現在の過疎地域自立促進特別措置法として、平成12年度から平成32年度までの、過疎地域の自立促進を促す議員立法として引き継がれております。

過疎法は、これまで延長のたびに地域要件が改正されておまして、過疎債の対象に、集落活性化を担う人材育成、医師の雇用、路線バスの維持及び特産品の開発などのソフト事業の追加がなされており、ハード事業においても、認定こども園、図書館など対象施設が追加されております。また、平成22年の改正では、過疎地域の指定要件が拡大されたことで、新たに58市町村が追加され、平成29年4月1日現在で、全国1,718市町村のうち817市町村が指定されております。

先ほどの答弁にありましたように、過疎債と地方債を比較すると、平成30年度の国の地方債計画では、過疎債には4,600億円と多額の予算が配分され、ハード・ソフトの両事業に活用できるのに対し、辺地債は485億円と約1割でしかなく、用途は公共施設のハード事業に限られております。

過疎地域の指定を受けることができれば、疲弊する地域の振興に大きく貢献できると思えます。現在の過疎法では、平成の大合併で合併した旧過疎指定の自治体は、合併後も一部過疎地域として指定されております。しかしながら、過疎法が制定された昭和45年以前に合併した自

治体で、合併後に急速に人口が減少した地域については、現在所在する市町村内にあるため対象外となっており、地域格差の是正に不公平が生じております。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和2年3月末で期限を迎えますが、引き続き総合的な過疎対策を充実させるため、指定地域の拡大を含めた新法制度について、国に対して強く要請すべきだと思っております。知事の考えをお聞きいたします。

○知事(河野俊嗣君) いわゆる過疎法は、昭和45年の施行以来、過疎債の活用などによりまず交通通信体系の整備や生活環境の整備など、本県過疎地域の維持・活性化に大きな役割を果たしてきました。

法の期限が近づいておりますが、人口減少がより一層進行する中で、過疎地域は以前にも増して困難な状況に置かれておりますことから、今後も引き続き対策を講じていくことが必要であると考えております。

このため、先日、国等に対して行いました「みやざきの提案・要望」におきまして、新法の制定や過疎債を初めとした支援制度の維持・拡充について要望を行ったところであります。

失効後の過疎対策のあり方につきましては、新法の制定を初め、現在、国の有識者会議で議論がなされております。今後も、対象地域のあり方を含め、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 過疎法は昭和45年に施行されておりますが、昭和の大合併は、昭和32年から38年ぐらいまでに進められております。当時、私の住んでおる西都市は、旧東米良村と合併をいたしました。昭和37年当時の東米良村の人口は約5,000人。今現在では300人を切ってお



ります。

平成の合併のときに、既に過疎指定をされておった延岡の北方町、北川町、それに北浦町、日向市の東郷町、都城市の高崎町、小林の須木村と野尻町、それぞれ、そのまんま過疎法で引き継がれております。ただし、先ほどお話をしましたように、私どもの住んでいる東米良地域では、人口が急激に減少しており、もう既に存在そのものが危ぶまれておるにもかかわらず、過疎の適用がなされておられません。これは、西都市内に存在をしておるということであります。ですから、この辺の矛盾点を――ほかの地域もまだあると思いますけれども――ぜひこの過疎法の改定の中で意見を取り上げていただきたいのであります。

ちなみに、平成27年度国勢調査反映により平成29年4月に改正された過疎地域指定追加要件は、昭和45年から平成27年までの45年間の人口減少率が32%以上。財政力要件として、平成25年度から平成27年度の3カ年平均の財政力指数が0.5以下であります。

今後、議会からも、協議の上、引き続き総合的な過疎対策を充実させるために、指定地域の拡大を含めた新法制度についての意見書の提出という運びになっていくと思いますが、ぜひよろしくお願いを申し上げ、疲弊してなくなっていく地域を何とかとどめたい、そのようなことで、ぜひとも知事、当局の御支援を賜りたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。きょうも梅雨なのに晴れました。宮崎のひなた、日高陽一です。

きょうは、選挙で訴えてまいりました労働力確保を中心に、質問をしてみたいと思います。

私も1人、人材を確保いたしました。農業者で、しかも女性であります。私の妻であります。しかし、その妻をゲットするには、本当に大きな大きなハードルがありました。妻の父であります。初めてその実家に行ったとき、妻のお姉さんが旦那さんになる方を呼ばれたときには、その日は父は家に帰ってこなかったそうです。恐る恐るノックすると、「おう、入れ」と、僕よりも一回り大きな父が迎えてくれました。「とりあえず飲め」ということで、ビールをつがれまして、当時、僕はビールを余り飲めなかったんですけれども、頑張っていたら、「おう、進まねえな。お母さん、日本酒持ってこい」と言われまして、日本酒もちろん飲めません。すると今度は、「お母さん、ワイン持ってこい」と。ワインを飲もうとして頑張っていたんですけれども、そのままトイレに行きまして、戻ってくるとお父さんが、「悪かった。おまえは九州出身だったな。お母さん、焼酎持ってこい」ということで、もう本当につらい、つらい初日でありました。

結婚式におきまして、ゴルフ場が見える結婚式場で結婚式をさせていただいたんですけれども、父はゴルフが大好きで、ゴルフ場を見て、「おい、俺はゴルフがしたいから、早く結婚式を終わらせろ」というふうな話をされまして、どれだけ大変なお父さんなんだと思っておりましたが、そんな父も6年前に亡くなってしまったんですけれども、東京のお通夜というのは、宮崎と違って食事会をします。その食事会で、妻とともにいろんな父の関係者の方に挨拶をしていたんですけれども、その父の同級生に

吸い込まれました。「宮崎の日高と申します」と言ったら、その父の同級生の1人の方が、「君か、九州の男は。あいつはね、僕たちの集まりのたびに君の自慢をしていたよ」という話をされたんですね。僕はもう本当に涙がとまらなくて、あれだけ近い人の心が読めなかったんだなと思っております。

人は、本当に真っ白な人はいないといえます。オセロに例えると、白でもやっぱり黒い部分がある人はいます。それを逆にすると、真っ黒な人はいない。悪い人でもどこかに白い部分があるというふうに思うようにしています。やっぱり議員になると、いろんな方と会いますが、1人でも多くの方のそういう白い部分を見つけながら、この任期も頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本題に入りたいと思います。

労働力不足ですけれども、私が確保した1人では、まだまだ足りません。今、産業界では労働力不足が大きな問題となっています。さまざまな業界の方々と話をしていると、共通して問題となっているのが、労働力不足、人材不足です。各産業においても、労働力不足は喫緊の課題となっています。

昨年10月末現在で、外国人労働者は全国で146万人、本県でも4,144人と年々増加しています。国は労働力不足に対応するため、ことし4月から新たな残留資格特定技能を設け、人手不足が特に深刻な介護や農業、建設業など、14分野を対象として、今後5年間で最大34万5,000人を受け入れる方針を打ち出しました。

私は、これでも人手不足は解消せず、受け入れ対象分野や受け入れ人数がさらに拡充されるのではないかと考えています。

県においても、雇用の確保でいろんな施策を打っています。例えば企業立地は好調で、特に大型案件の話題も聞いています。つい先日も、「日機装は、全国に4カ所ある生産、開発拠点を大幅に再編し、産業用特殊ポンプや航空機部品の生産の多くを宮崎日機装に集約する」との新聞記事を見ました。そのために、当初の雇用予定者数500人に加え、さらに200人の雇用を予定しているということです。これ自体は大変喜ばしいことではありますが、本当にそれだけの従業員を採用できるのか、それだけの人材がこの宮崎、または県外から確保できるのか、危惧されます。企業立地だけではなく、このほかの県の施策においても、働き手がいないとその成果は出てこない、施策が生かされないことになります。

知事は、さきの選挙における政策提案で、まず初めに人口減少問題に徹底的に取り組むとされています。人口減少において大きな課題の一つが、労働力確保、人材確保です。そこで、本県の産業の将来を支える人材の確保について、今後どのように取り組むのか、知事の考えをお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 〇お答えします。

人口減少問題への対応が喫緊の課題となる中で、本県産業の活力維持と将来の発展を図るためには、それを支える人材の確保や育成が極めて重要であると考えております。

このため県では、産学金労官の連携組織であります「産業人財育成プラットフォーム」を設立するとともに、課題や施策の方向性を整理した「産業人財育成・確保のための取組指針」を

作成し、関係機関一体となって、働く場の魅力向上や県内外への情報発信等に取り組んできたところでもあります。

さらに、今議会で設置をお願いしております「宮崎県人口減少対策基金」を活用しまして、県外の若者への働きかけの強化や、国の制度を上回る移住・定住支援のほか、女性や高齢者の就業の後押し、外国人材の受け入れ環境の整備など、多様な人材の確保を強力に推進することとしております。

議員のエピソードの紹介もございましたが、ハートで訴えかける人材確保は大変重要であろうと考えております。

県内における人手不足の深刻な状況を踏まえ、引き続き、産学労官の緊密な連携を図りながら、スピード感を持って対応してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○日高陽一議員** 宮崎県では、大学・短大進学者のうち約7割が県外進学をしています。また、高校生の県内就職率は全国平均を大きく下回っており、若者が進学や就職を機に県外へ流出している状況が続いています。このような状況は、一刻も早く改善していかなければなりません。そのためにも、私は、県内高校生や大学生の県内就職を促進することや、並行して、県外で学び、あるいは経験を積んだ方にU I Jターンしてもらい、県内で活躍してもらうことが大変重要であると思っています。

高校生や大学生の県内就職促進につきましては、先ほど、濱砂議員からの質問により、県の取り組みを伺ったところですが、U I Jターンについても非常に大切なことだと思います。

全国的にも人口減少、人手不足といった課題を抱えており、U I Jターンにつきましては、地域間競争が激化している状況です。

昨年度、県が実施した「若者の県外流出要因等調査」で、県外で働いている本県の出身者のうち7割の方が、「県外で生活する中で、宮崎へのUターンに関する情報を見かけることがない。」と回答しています。このような状況で、U I Jターンをしたくても、どうしていいかわからず、実行できない、または、他の地域へ行ってしまおうということにもなりかねません。労働力の確保のためにも、また、宮崎に帰りたい、宮崎に住みたいという方のためにも、U I Jターンのさらなる取り組みの強化が必要と考えていますが、本県へのU I Jターン就職を促進するため、これまでどのような取り組みを行ってきたのか、また、今後どのように取り組みを強化していくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 県では、平成27年度に東京と宮崎に「ひなた暮らしU I Jターンセンター」を設置し、移住や就職に関する一体的な相談対応のほか、「ふるさと宮崎人材バンク」を活用しながら、本県への移住希望者と県内企業とのマッチングなどに取り組んでおります。

今年度は、「ふるさと宮崎人材バンク」ホームページをリニューアルするなど、県外への情報発信を強化することとしておりますが、さらに、今議会をお願いしております補正予算によりまして、移住支援金の支給や大阪・福岡地区での相談体制の充実、都市部在住の若者が本県にUターンするきっかけとなるようなイベントの開催などにより、U I Jターンの促進に向けた取り組みを強化してまいります。

**○日高陽一議員** 高校生、大学生の県内就職への取り組みやU I Jターン促進は、今お伺いしたとおりに取り組んでいただけるものの、県内へ

就職したい、宮崎に帰りたい、宮崎に住みたいという方々が、でも宮崎にはいい職場がないと思ってしまうては、元も子もありません。そのような方に、この企業で働きたい、この企業は魅力的だと思っただけでいただくことが必要であると思えます。

県内では、中小企業振興条例を策定し、みやぎ産業振興戦略に基づき、県内産業の振興を図っていると認識していますが、労働力確保のためにも、このような魅力ある企業という視点を持って、県内企業の育成を図っていくことが必要だと考えています。

そこで、県内企業が若者等から就職先として選ばれるためには、企業の魅力を高めていくことも必要だと考えますが、県としてどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 県内企業が必要な人材を確保していくためには、企業そのものの魅力を高めていくことが重要であると考えております。

このため、県におきましては、フードビジネスなど、本県の強みや特性を生かした産業の振興を図るとともに、新技術を活用した新分野進出や販路開拓など、生産性の向上や売り上げ拡大に向けた取り組みを支援しているところであります。

あわせて、仕事と生活の調和に向けた取り組みを宣言する企業の登録や、こうした取り組みにおいてすぐれた成果を上げた企業の認証を行うなど、働きやすい職場づくりを促進しているところであります。

このような取り組みを進めていくことにより、県内における将来性や働きがいのある企業の増加につなげてまいりたいと考えておりま

す。

**○日高陽一議員** よろしくお願ひいたします。

県内の中小企業・小規模事業者においては、経営者の高齢化が進展したり、後継者がいなかったり、事業を継続できる経営状況であっても、円滑に事業承継が進まないという話を聞きます。そうなりますと、廃業、解散を選択せざるを得ないことになり、地域経済を支える中小企業等の雇用や技術の損失につながる事となります。適切に次の世代に事業を引き継いでいただくことは、雇用の場の確保や地域経済の活力を維持する上でも非常に重要と考えています。

そのために私は、本県中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を推進する必要があると思っておりますが、中小企業の事業承継に関する県の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 議員の御指摘がありましたとおり、事業承継対策は、産業界全体にわたる喫緊かつ大変重要な課題であります。

このため県では、昨年4月に、商工団体や金融機関を初め関係機関から成ります「事業承継ネットワーク」を立ち上げ、「支援戦略」を策定するとともに、構成機関が経営者を直接訪問して計画的な事業承継の準備を促す「事業承継診断」を、昨年度2,533件実施するなど、いわゆるプッシュ型の支援に取り組んでおります。

また、ネットワークの構成機関であります「事業引継ぎ支援センター」は、主に第三者承継や従業員承継を支援してございまして、個々の企業の状況に即した課題整理やマッチング支援を行っております。

県としましては、今後とも、関係機関と連携

・協力し、円滑な事業承継の推進に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** この議会の中でも取り上げられている高齢者運転免許ですけれども、高齢者のドライバーが免許を返納しにくい理由に、移動手段がなくなるという問題があります。その移動手段として挙げられるのが、バス、タクシー、電車であります。

しかし、この交通業界でも労働力不足が大きな問題となっています。宮崎交通においては、バスの運転手が50人不足しており、路線バスを貸し切りバスの運転手がカバーしている状況であります。

鳥取県では、地域の重要な交通手段である路線バスの運転手不足という課題に、ソフトバンクグループの株式会社ソフトバンクドライブと連携協定を結び、自動運転技術で人手不足を解決するための環境整備などに取り組んでいます。

そこで、宮崎交通がことし4月に、初めて運転士不足を原因とする一部減便を実施したところですが、今後の運転士不足の問題にどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 県民の重要な移動手段であります路線バスを安定的に確保・維持していく上で、バスの運転士の確保は重要な課題であると認識しております。

宮崎交通におきましては、大型二種免許取得に係る費用の助成や高卒運転士の採用など、運転士確保のためにさまざまな取り組みが行われておりますが、県といたしましても、今年度から、県バス協会を通じまして、大型二種免許取得に係る費用の一部を支援する取り組みを始めたところでございます。

また、国への提案・要望におきましても、交通事業者による運転士の育成・定着に係る取り組みへの支援につきまして、要望を行ったところでございます。

今後とも、交通事業者や業界団体等と連携を図りながら、バス運転士の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** バスは、免許返納された方にとって、とても大切な公共交通機関ですので、これ以上減便にならないよう、連携をお願いいたします。

続いて、労働力確保の流れで、教職員確保についてお伺いいたします。

人口減少に伴って、労働力不足問題は、教職員の世界にも目の前まで来ています。平成24年採用予定に対する応募者数では、小学校教諭等の倍率が14.1%でした。しかし、令和2年度、来年採用予定に対する応募者数では、小学校教諭等の倍率が1.6倍となっています。1倍はもうすぐそこまで来ています。

未来を支える子供たちにとって重要な部分です。採用枠が広がり、募集人員がふえた影響もあるかもしれませんが、しっかりと教員を確保していくには1.6倍では十分と言える数字ではありません。

そこで、今後、教員を確保するためにどのような取り組みを行っていくのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 議員御指摘のとおり、新旧交代期を迎えまして、教育職員採用につきましては、県教育委員会としては大きな課題でございます。

教員確保の観点では、まず採用試験におきまして、昨年度から、これまで満41歳未満としておりました受験年齢制限を実質的に撤廃いたし

ました。さらに本年度は、水泳実技において距離を短くするなど、受験しやすい環境づくりにも努めているところであります。

また、他県在住の本県出身者等に対して、本県で教員として働くことの魅力や、採用試験の概要を知っていただくためのガイダンスを、昨年度は福岡県で実施いたしました。本年度は福岡県に加え、鹿児島県、熊本県、広島県で実施することといたしております。

今後とも、採用試験のあり方や募集に関する情報提供の方法等について、さらなる改善に向けた検討を行うなど、教員確保に努めてまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** ぜひ、しっかりと教員確保、お願いいたします。

昨年、全日本レスリングの栄監督の指導がパウハラと認められて以来、日本の指導方法は大きく変わりつつあります。大きな声で怒ったら、そこに幾ら愛情があっても、相手の受け方次第ではパウハラになってしまいます。

息子の中学校の部活で、生徒が間違っていたため、先生が大きな声で指導しているのを見て、私はありがたいなと思っていた隣で、「あれはパウハラやね」と話す親がいました。指導とパウハラの境が難しくなっている昨今、間違っていることをしっかりと間違っていると指導してくれる先生が減っていくのではないかと、とても心配しています。実際、授業中、子供たちがトランプをしようが、弁当を食べていようが、何も注意することなく、淡々と授業だけを進めるサラリーマン教員もいると聞いたことがあります。大きな声を出すことはしないまでも、先生は、しっかりと生徒を正すことも仕事だと思います。

そこで、教員の優秀な人材を育成するために

どのような取り組みを行っているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 県教育委員会におきましては、教育職員の人材育成は喫緊の課題でありまして、平成29年度に、教員の経験年数に応じた求められる資質・能力を示した「宮崎県教員育成指標」を策定したところであります。また、昨年度は、それに基づきまして、新たに教員研修計画を作成しまして、教員の資質・能力の育成に取り組んでいるところであります。

中でも、近年の若手教員が増加する状況を踏まえ、教員は現場で育てるとの考えのもと、新たに採用された教員に対して、複数の先輩教員がチームを組んで丁寧に指導を行うなど、学校全体で人材育成に取り組む体制づくりに努めております。

また、教員全体の指導力を高めるため、すぐれた授業力を有するスーパーティーチャーを活用した研修等を実施するなど、優秀な人材育成に鋭意努めているところであります。

**○日高陽一議員** 金曜日に、教育長が熱く宮崎の教育について語っていただきました。時代がスピーディーに変化していく現代、教育もしっかりとした対応が必要だと思えます。思い切った教育改革をよろしくお願いいたします。

続いて、農政問題ですが、引き続き労働力不足の問題について伺います。

日本では人口減少が大きな問題となっている今、世界に目を向けてみると、逆に人口はどんどんふえ続けています。1分間に137人がふえていると言われておりますので、私の質問が始まって終わるまでに、世界の人口が8,220人ふえている計算になります。そうすると、この地球上にある食材には限りがありますので、必然的に食料不足が発生します。

そのような中、日本の食料自給率は、生産額ベースで66.4%と、100%を大きく下回っています。しかし、その生産額ベースで最も自給率が高いのはこの宮崎県で257.4%。まさに日本の食料基地となっています。日本の食料基地である宮崎の農業は、日本にとっても大変重要であり、衰退させるわけにはいきません。

しかし、現状はやはり少子高齢化の流れで、県内の農業従事者はどんどん減少する一方です。1人でも多くの後継者が必要な状況ですが、本県の新規就農者の年齢構成等の状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 本県の新規就農者につきましては、平成30年は402名と、2年連続で400名を超えており、これまでの取り組みが成果を上げつつあると考えております。

年齢の内訳を見ますと、25歳未満が103名と全体の約3割を、25歳以上45歳未満が212名と約5割を、45歳以上が87名と約2割を占めており、新規就農者の平均年齢は35.3歳となっております。

特徴的な点といたしましては、25歳未満と45歳以上では、法人への雇用就農者が約8割、25歳から45歳では自営就農が約6割となっております。

**○日高陽一議員** 25歳から45歳までの働き盛りの若者が6割、自営就農ということですので、しっかりと日本の食料基地宮崎県の農業の担い手として活躍していただきたいと思います。

今、農業は、資材や重油の高騰が進み、しかし、生産物の値段が上がらないという状況です。初期投資も大きな農業なので、若者への支援体制は多くありますが、中高年を含む新規就農者への支援策に今後どのように取り組むのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 農業の担い手不足が深刻化する中、中高年者を含む多様な人材を数多く確保していくことは、非常に重要と考えております。

このため、県におきましては、就農相談窓口の設置、みやざき農業実践塾等での実践的な就農研修、補助事業を活用した施設整備、農業者の発展段階に応じた各種研修などの支援を展開しているところであります。

また、次世代を担う新規就農者に資金を交付する国の「農業次世代人材投資事業」について、交付要件の緩和を要望し、今年度から交付対象年齢が、45歳未満から50歳未満に引き上げられたところであります。

県といたしましては、引き続き、本県農業の将来を担う多様な人材の確保・育成に向けて、関係機関等と連携して、研修から就農、経営安定までの切れ目ない支援により、就農環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 今現役の県職員である地元の先輩が、近いうちに退職を迎えられます。その先輩は退職後、農業をやると意気込んでいらっしゃると思います。そんな現役を引退して宮崎の農業を支えようとしていただく方々がふえていくよう、将来、交付要件である年齢を引き上げていただきますよう、よろしくお願いいたします。

農業は、御承知のとおり相当な初期費用が必要です。ハウス、トラクター、ビニール、冠水チューブ、土壌消毒機、ハウスカー、苗、肥料などなど。それに加えて、病害虫や自然災害のリスクもあります。ですから、少しでもコスト削減を望んでいます。

私も平成15年に、低コストハウスとして中期展張のハウスを建てましたが、名前は低コストでしたが、ハウス自体は高コストでございまし

た。一昨年、低コストハウスの設計が事業化されましたけれども、経営が厳しい状況にありながら建てかえ時期に来ている農家の方々にとっては、とても期待しているものであります。そこで、園芸ハウスにおける低コスト化の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** ハウスの低コスト化につきましては、平成29年度に、ハウスメーカーに対して具体的な設計案を募集し、その結果、汎用性のある骨材の活用や基礎の見直し等により、約1割のコスト削減が可能との提案を受けたところであります。

その提案をもとに、現在、耐候性確認のための構造計算や、県内一円で活用可能な標準設計書の作成等について検討を進めております。今後、生産者の意見も聞きながら、関係機関と連携し、実用化してまいりたいと考えております。

県といたしましては、本県施設園芸の生産基盤を将来にわたり維持し、発展させるためには、ハウスの低コスト化は大変重要であると認識しておりますので、スピード感を持って取り組んでまいります。

**○日高陽一議員** 生産者の意見も聞きながらとありましたが、ぜひ、この生産者の意見を聞いていただきたいと思います。

現場で働いていると、ビニールの巻き上げのチェーン、根石の大きさなど、コスト削減できる部分がたくさん目につきます。農業者あつてのハウスです。ハウスメーカーの意見ばかりではなく、農業者の希望もしっかりと加えていただくよう要望いたします。

先日、カーフェリーの話題でもありましたが、現在、鉄の値段が高騰しています。ハウス

を建てかえる際にも、この鉄代がネックになってきています。

県外では、補助率が高いため、ある程度の修理よりも新規のハウスを建てたほうが経済的に軽減されるため、多くの中古ハウスが出るという情報もあります。ぜひ、これらの部材を活用して、負担軽減につなげていただきたいと思います。新規就農者の初期負担を軽減するために、この中古ハウス等の活用を支援することはできないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 園芸用ハウスの価格高騰等に伴い、新規就農者の経営開始初期の経済的な負担が増しており、中古ハウスの活用等による初期コストの低減が重要になっていると認識しているところであります。

中古ハウスの導入等に対する支援としましては、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金が骨材等の購入に活用できるほか、県におきましては、今年度から開始しました離農者等の中古ハウス等を承継する事業において、移設費用等の一部を支援することといたしております。

県といたしましては、関係機関等と連携して、これらの事業の周知と推進を図りながら、新規就農者の初期投資の低減対策を進めてまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 承継する事業とありましたが、新規就農者以外にも広げていただきますよう、ぜひ要望いたします。

現在、米の需給緩和により、米の価格下落が懸念されており、平成30年まであった直接支払い交付金が終了し、稲作の経営環境は厳しさを増しています。

そして、担い手が減少を続ける一方で、稲作



農家の高齢化により、作業委託等の要望はふえ続けており、現状では担い手の経営規模拡大にも限界があり、このままでは耕作放棄地がふえ続けてしまう一方です。

そこで、限られた担い手で、生産性の高い水田農業経営を実現するには、稲作経営のさらなる効率化、省力化が必要と考えますが、県はどのように対応していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 議員御指摘のとおり、本県の稲作経営においては、高齢化等により、特定の担い手に作業が集中しており、これ以上の経営規模拡大は限界という声も聞かれているところであります。

このような中、本県の稲作経営を将来にわたって発展させるには、農地の集積により団地化された作業性のよい水田において、革新的技術を活用した生産体制を確立する必要があると考えております。

このため、引き続き、農地中間管理事業等により、担い手への農地の集積や集約化を図るとともに、本年度、新たに創設しました「需要に応える宮崎米生産体制整備事業」を活用し、新たな品種、作型の導入や、ICT技術を活用した作業の自動化等による稲作の生産性の向上により、担い手のさらなる規模拡大と経営の効率化を後押ししてまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** どうぞよろしくお願ひいたします。

水田農業の担い手の一つに集落営農があります。この集落営農については、北諸県地域を初めとした先進事例もありますが、逆に集落営農の進んでいない地域もあります。国の対策は、集落など産地として一定のまとまりが前提となっております。個人の担い手だけでは、こう

いった事業を活用しにくい状況もあります。

人口減少が進む中、集落営農組織や担い手が連携して地域の水田農業を維持することが重要だと考えますが、県はこの集落営農を今後どのように進めていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 本県の集落営農は、現在、138組織がございます。新たな法人設立の動きもありますが、リーダーの不在や収益低下など、地域それぞれの課題もあり、その組織数は横ばいとなっている状況でございます。

このため、集落営農の推進に当たっては、農業改良普及センターを中心に、集落の話し合い活動を支援するとともに、リーダーの養成や高収益品目の導入など、地域の課題に対応した支援を行っているところであります。

今後の集落営農の推進につきましては、引き続き、組織の育成や法人化を進めるとともに、リーダー不在の地域においては、既存の大規模稲作農家と、農地や受託作業の調整・連携を進めるなど、水田地域が一体となって発展できるよう、関係機関・団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** ぜひ連携して進めていただきたいと思ひます。

先日、世界中を駆け回って仕事をしている方と食事をする機会がありました。その方は県外出身の方ですが、宮崎の野菜は本当においしいと、大きなボウル一皿、野菜を食べていました。しかし、その方から衝撃的な一言がありました。「こんなにおいしいけど、ヨーロッパの人たちは、日本の農薬基準が緩いから、余り好んで日本の野菜を食べたがらない」と聞きました。正直、日本の野菜、特にこの宮崎の野菜は

世界で一番おいしくて、安全で栄養価の高い野菜だと信じていた僕にとっては、衝撃的な言葉でした。

そんな状況の中、宮崎が誇る太陽の恵みで育った安心でおいしい野菜、残留農薬についても世界トップクラスの分析機があります。多くの方に信頼して食していただくためには、本県の農産物が安心・安全であることを情報発信すべきだと考えていますが、本県の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊菌正恒君）** 安全・安心な農産物を生産し、消費者に提供することは、産地の最も重要な責務であると考えております。

このため本県では、生産者みずからが、農薬の適正使用や散布履歴の記帳を徹底することに加え、全国トップクラスの残留農薬検査体制を組み合わせた、安全・安心な産地づくりに取り組んでいるところであり、量販店等でのトップセールスやフェアなどで広くPRしております。

さらに、最近では、異物混入防止や衛生管理などの生産工程をチェックする「ひなたGAP」などの取り組みも始まっており、こうした、さらに消費者が安心できる情報の発信にも努めております。

今後とも、宮崎産なら安心といった、消費者から信頼される産地づくりと、積極的な情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** これらの取り組みを発信していただくことで、農薬に敏感な現代の消費者に受け入れられると思います。ぜひよろしくお伺いいたします。

続いて、認知症問題についてお伺いいたします。

2025年には、団塊の世代の方々が全て後期高

齢者となる75歳を迎えるため、高齢化がさらに進む中、大きな問題となっているのが、この認知症問題であります。本県における高齢化率は30%を超え、約3年後には3人に1人が高齢者になると言われています。現在も、認知症の人にかかわる交通事故や行方不明等の事件・事故は後を絶たず、また、認知症は誰でもかかわる可能性のある身近な病気となっているところでもあります。

実際、私にとって認知症は、これまで身近な問題ではありませんでした。昨年、父が認知症と診断され、今現在では、我が家にとって大きな問題となっています。

高齢化が進む中、県としても大きな問題になってくるかと思いますが、本県の認知症高齢者の数と今後の見込みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 平成27年度に国が公表した認知症有病率に基づきますと、本県の65歳以上の高齢者のうち約5万人が認知症と推計されております。

また、2025年には、高齢者数の増加と有病率の上昇に伴い、約7万人、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれております。

**○日高陽一議員** もう既に5万人ということですから、これから増加傾向にあるということで、ますます心配であります。

そのため行政、民間、地域住民が、それぞれの役割を果たしながら、地域づくりをしていくことが必要と考えます。そこで、認知症に関する県内の取り組み状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 認知症の方やその家族が、住みなれた地域で安心して暮らし

続けるためには、早期診断・早期対応の体制を整えるとともに、医療・介護が連携し、地域全体で支援することが重要だと考えております。

このため県では、医療相談や専門医療の提供などを行う「認知症疾患医療センター」を県内5カ所に設置するとともに、医療従事者や介護職員を対象とした認知症の理解を深める研修の充実にも努めているところであります。

市町村においては、認知症サポート医の協力のもと、保健師や社会福祉士等の専門職で構成し、早期対応を目指す初期集中支援チームを、昨年度までに県内全市町村に配置しているなど、支援体制の構築に努めているところであります。

さらに、地域住民等による認知症サポーターを養成するなど、市町村と連携しながら、地域の見守り体制の整備も進めてまいります。

○日高陽一議員 よろしくお願いたします。

私の父は、認知症と診断されて約半年がたちますが、症状が進むのは意外と早く、つい先日までできていたことができなくなったり、幻覚が見えたりと、日に日に症状は進んでいます。私の場合は、近所に弟夫婦も住んでおり、父を支える家族が多いので、何とか生活ができています。しかし、一般的には、老夫婦だけの場合、どちらか一人に認知症が発生したり、さらに周りに手助けしてくれる方がいなかったりすると、その家族の負担はとてもの大きくなってしまいます。そこで、認知症の方はもとより、家族の方への支援も大切だと考えます。県はどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 認知症の方の生活を支えるためには、介護者の精神的・身体的な負担の軽減を図ることも大変重要だと考えております。

そのため、地域包括支援センターが窓口となりまして相談対応を行うとともに、「認知症の人と家族の会」においても、家族に寄り添った対応を行っております。

また、認知症の方やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互い理解し合う場として認知症カフェが、現在、県内19市町村に50カ所設置されております。

県としては、相談体制の充実や窓口の周知に加え、認知症カフェの設置拡大にも努めているところであります。

今後とも、地域全体で認知症の方やその家族を支えられるよう、市町村や関係機関と連携して、認知症支援策の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。

私の地元では、住吉ボランティアセンターつなぎというグループが、3年前に発足しました。いつまでも安心して暮らせるように、住民同士でお互いさまの心で支え合い、きずなを深めるということで、ボランティアで地域の高齢者の方々のごみ出しや掃除、庭の草むしりや話し相手などのサービスが行われています。地域を思う温かい思いが人を育み、人々をつなぎ、支え合いの輪が広がっているようです。ぜひ、ほかの地区でもこの輪が広がってほしいものと考えます。

続きまして、ことし2019年、いよいよゴールデン・スポーツイヤーズが始まります。ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピック、そしてワールドマスターズゲームズ。このような大規模なスポーツイベントが同じ国で続けて開催されることは世界初のことで、奇跡の3年間とも呼ばれています。そのため、この3年間では、日本全体が、スポーツをする人

という当事者だけではなく、スポーツを見る人、スポーツを支える人といった参加者として関与できることも大きなポイントです。

この宮崎には、ほかの県が喉から手が出るくらい欲しいラグビー日本代表の事前キャンプの誘致に、関係者の方々の努力で成功し、先週からキャンプが始まりました。オリンピック、FIFAサッカーワールドカップに次ぐ、世界が注目するラグビーワールドカップですけれども、この議場にいる方も、ラグビー日本代表のキャンプを見に行きたくて、うずうずしていると思います、多分。県外のファンの皆様は、飛行機を使って宿泊し、この宮崎までキャンプを見に来ていらっしゃいます。しかし、私たちは、ここから車を20分走らせるだけで、日本代表のキャンプを目の前で見ることができるのです。一度、日本代表のキャンプに見に行くだけで、このラグビーワールドカップが何倍もおもしろくなると思います。ぜひ、一度と言わず何度でも足を運んでいただきたいと思います。

このように、キャンプだけでもわくわくするこのラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズが開催されるこの3年間は、世界の注目が日本に集中し、世界中の多くの人々が日本を訪れます。多大な経済効果が見込めるこの大きなチャンス。そこで、ゴールデン・スポーツイヤーズを契機とした外国人観光客の誘致にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** お話にありましたように、いよいよゴールデン・スポーツイヤーズを迎え、9月からラグビーワールドカップが始まります。今年度の主な取り組みといたしましては、在京の外国メディアを招聘し

たプレスツアーの実施や、JNTO（日本政府観光局）のホームページ等を活用した情報発信を行います。また、連携協定を結んでおりますANAと共同で、着地型旅行商品の造成・販売を行うほか、九州各県と連携し、大会期間中に祭りをテーマに各地を周遊してもらう取り組みを行うこととしております。

さらに、来年2月から3月にかけては、東京オリンピック・パラリンピックの開催150日前に合わせ、新宿みやざき館KONNE周辺において、首都圏在住者や外国人観光客向けのイベントを開催し、本県の多彩な魅力を集中的に発信することとしております。

このような取り組みによりまして、欧米豪を初め海外での本県の認知度向上を図り、インバウンドの増加につなげてまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 海外のスポーツ選手やその家族、応援団、観戦者がキャンプ地を訪れることで、地域の文化や食、風習といった魅力を、日本から海外へ存分に伝えることができますし、それを機に観光地化や地域の活性化、国際交流、多文化共生などを推進することができます。さらに、より効果的なインバウンド誘致を狙うには、各国の有力ジャーナリストやインフルエンサーを招致して地域を深く知ってもらい、海外に魅力を発信してもらうことも、とても重要だと思えます。

宮崎は素晴らしい場所です。世界の素晴らしい場所は、交通の便が悪いのは当たり前です。発信力さえあれば、必ず来ていただけます。しっかりと、他県と違うアピールを期待しております。

この宮崎には、奇跡の3年間のゴールデン・スポーツイヤーズにプラス、ISAワールド

サーフィンゲームスも行われます。日向で昨年行われました世界ジュニア大会に輪をかけて大きな大会です。世界のトップサーファーが訪れ、もちろん関係者、ファン、マスコミと、多くの方が訪れます。大きな大きなチャンスに、この交流イベントなど、期間中に来県した観光客に対するおもてなしの取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 来県いただいた外国人観光客に、交流を通して温かな県民性に触れていただくことは、宮崎のファンをふやすとともに、リピーターの獲得につながるものと考えております。

このため、ことし9月に、宮崎市木崎浜を会場として開催されるISAワールドサーフィンゲームスにおきましては、観光客や県民が参加・交流できるパレードや、音楽フェスティバルを開催する予定としております。

また、ラグビーワールドカップに向けて、訪れる外国人観光客に対し、受け入れに積極的な飲食店の情報提供や、居酒屋をめぐるミニツアーの実施等も検討しております。

県としましては、引き続き、地元自治体や関係機関と連携しながら、県民と外国人観光客が出会い、交流できる場の創出に努めてまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 観光地は、この地に来るきっかけですので、やはりもう一度この地に訪れたいと思うのは、人との出会いだと思います。シャイな宮崎人が気軽に話せるように、昨年大いに盛り上がったノンジョルノのようなイベントを町全体で実施して、大会を盛り上げ、観光客と交流を図っていただきたいと思います。

言葉が通じなくても、星原議員のように海外に親友をたくさんつくることができます。宮崎

の認知度を上げる絶好のチャンスです。好機を捉えたPRと、「宮崎」というワードが訪れた外国の方の心に残るおもてなしを、しっかり行っていただきたいと思います。

それでは、ここで記紀編さん事業についてお伺いします。

先日、「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術文化祭みやざき大会」の500日前イベントに参加してまいりました。電光掲示板が動き始め、いよいよ始まるんだなど期待と興奮でいっぱいになりました。

平成24年から始まった記紀編さん記念事業ですが、日本書紀編さん1300年の大きな歴史的節目の年になる令和2年の国文祭・芸文祭まで、この宮崎に受け継がれてきた神話や伝承、伝統芸能等の地域の文化資源や観光資源を大きく県外に発信していかれますが、この記紀編さん事業のこれまでの取り組み状況と成果を、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 記紀編さん記念事業では、これまで、神話を初め神楽や史跡などの歴史的・文化的資源を、本県の宝として県民の皆さんに再認識していただくため、一般の方々向けの講座や講演会のほか、小・中・高校生を対象とした出前講座の開催など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

また、神話をテーマとした観光資源の磨き上げや首都圏等での神楽公演など、情報発信についても行っているところでございます。

こうした取り組みを通じて、多くの県民の皆さんの郷土への愛着や誇りが深まるとともに、県内外において「神話の源流みやざき」のブランドイメージが着実に浸透してきていると認識しております。

また、神楽や古墳の世界遺産登録に向けた取

り組みにより、神楽を継承する機運が高まるなど、地域の活性化にもつながっておりますとともに、昨年の西都原古墳群等の日本遺産認定にも結びついたものと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。

先月15日に宮崎空港ビルで公開セレモニーが行われました、日本を代表する世界的影絵作家藤城氏の、宮崎県が舞台の日向神話を描いたステンドグラスを見てまいりました。横21メートル、縦最大3メートルで、約1万4,000個のピースで色鮮やかに表現されている、本当に素晴らしいものでした。宮崎と日本の神秘の美しさを世界へ。空の玄関口の新たな観光スポットをしっかりと生かしていただきたいと思っております。

平成24年から神話に関する観光資源の磨き上げに取り組んでこられた、この記紀編さん事業ですが、来年度の集大成に向けての取り組みについて、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 記紀編さん1300年記念事業、その集大成として来年、本県で国文祭や芸文祭の開催を行うところでありますが、それは、改めて本県の神話や神楽などを県民としても見詰め直していく、そして、東京オリンピック・パラリンピック開催の年でもありますので、国内外に発信ができる絶好の機会であるというふうに考えております。

また、あわせて現在、文化庁が音頭をとりまして、「日本博」というイベントが展開しております。これは、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、我が国の芸術・文化・自然の美をテーマとしながら、それをインバウンドにも結びつけていこうという取り組みでありまして、全国各地のさまざまな文化的事業を日本博と位置づけて、総体として行っていくというもので、国文祭・芸文祭もその日本博の位

置づけの中で展開をする予定としております。記紀編さん記念事業の集大成に向けて、例えば、東京オリンピック・パラリンピックの開会式等での神話や神楽の採用はもとより、この日本博の一環として神楽公演などを提案していくなど、さまざまな場面で本県の魅力をアピールできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、こうした取り組みというものを一過性で終わらせることなく、将来に結びつけていくことが大変重要であろうかと考えております。いずれ、記紀編さん1400年という時期を迎えることとなりますが、その100年後に、あの1300年のときにスタートしたさまざまな神楽や神話の磨き上げというものを実を結んでいるというふうに将来世代に言っていただけるように、今、頑張ることが大事でありまして、神楽や古墳の世界遺産登録に向けた取り組みなども総合的に展開し、しっかりと将来に結びつけてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 来年の集大成に向け、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。そして、これまで磨き上げてきた歴史的・文化的資源が今後も継承されるようでありましたけれども、記紀編さん事業が有意義なものであったと、後世に語り継がれることを望みます。

先ほど質問でも触れましたが、これからゴールデン・スポーツイヤーズを迎え、世界から多くの人々が訪れる機運にあります。

訪れる外国の方には、日本の歴史に興味を持つ方も多いと思っております。私も海外で、よく日本の文化について聞かれました。よく聞かれたのは、食事をしているときに、「なぜ日本人は箸を使うのか」と聞かれました。当時は、まだインターネットで調べることもできず、恥ずかし

ながら答えることはできませんでした。和食も世界文化遺産に登録されました。毎日使っている箸です。世界で唯一、箸だけで食事をする日本人なのに答えられない。とても恥ずかしい思いをしました。

宮崎の文化を知らないのも同じだと思えます。せっかく日本の発祥にまつわる日向神話が受け継がれているこの宮崎県です。これから、記紀編さん記念事業が来年集大成を迎えることで、全国、全世界にこの「神話の源流みやざき」が発信されていくと思えます。

県外で出会った方に、「何で宮崎は神話の源流なのか」と聞かれたとき、僕みたいに「わからない」と言って恥ずかしい思いをしてほしくありません。グローバル化も大切なことだと思いますけれども、まずは小学生にしっかりとこの地域の文化を学んでもらい、そして高校、大学から県外へ飛び立つ子供たちに、アンバサダーとして、このふるさと宮崎のよさを発信してもらおうことができるのではないのでしょうか。ぜひとも県内に広げ、子供から大人まで神話の先生になっていただきたいと思えます。

そして、知事がおっしゃっていたレガシーを、この国の国文祭・芸文祭でも、ぜひつくり上げていただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

**○丸山裕次郎議長** 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

---

午後1時00分開議

**○山下博三副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、岩切達哉議員。

**○岩切達哉議員**〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、社民党の岩切達哉でございます。本日も傍聴席に多くの皆さんにお越しいただきました。常に関心を持っていただいておりますことに感謝申し上げたいと思えます。通告に従い、質問を行わせていただきます。

最初に、知事に伺います。

児童福祉法や児童虐待防止法の一部改正が議論されております。既に衆議院では全会一致で修正議決され、現在、参議院で議論されているところであります。

法改正の発端は、先日、野崎幸士議員も触れました、千葉県野田市における小学校4年女児に対する虐待死事件であります。その後にも、本当に数多くの虐待事案が報道されています。やけどした3歳女児にラップを巻いていた事件、ペット用スタンガンで子供3人にやけどをさせた事件、8歳男児の指や腕を切っていた事件、2歳児に暴力を振るい衰弱死させた事件、3カ月乳児を床に落とす事件、5歳息子の足をライターであぶった事件、本当に悔しくてたまらない思いであります。

今回の法律改正は、とりわけ野田市の事件を受けて、父親がしつけと称して暴力を振るっていたこと、そういう虐待をなくそうという思いが強くあらわれています。

これまで、社会には、体罰も時には必要という考えが根強く残っているということでございますけれども、私たちはこれを明確に否定することとしました。

体罰は、さまざまな弊害があることが明らかになっています。改めて申しますが、体罰というと、どのような場合であっても、大人に対して行われたら、それは異常なことであり、違法

となる。例えば、殴る、ひねる、縛る、そういう行為が行われているわけです。大人が大人にすると、それは罪になるけれども、弱い立場にある子供に対しては、愛のむちだということで、許容されるという考えを変えなくてはならないと思います。

子供の健やかな成長、発達を実現するために、体罰を用いない、ほかの適切な方法を用いることを広く知っていただく必要があります。私は、29年6月と30年9月の議会で、愛のむちゼロをこの議場でも訴えましたが、いよいよ体罰は禁止されることになりました。

知事に伺います。体罰を禁止することとなった今回の法改正を、子供の幸せを全国一にすることを目指す知事は、どのように受けとめておられるか、お考えをお聞かせください。

以上、壇上の質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

**○知事(河野俊嗣君)** [登壇] お答えします。

今回の児童福祉法等の改正案におきましては、保護者等による体罰を禁止する内容が盛り込まれております。これは、全国で虐待相談対応件数が増加し、かけがえのない子供の命が奪われる痛ましい事件が起きた現状や、体罰が虐待にエスカレートするおそれを踏まえ、子供の命を守ることを最優先とする考えに基づくものであります。

我が国の将来を担う子供たちは、国の宝であります。私といたしましても、子供を守る上で、改正案の目的と内容は大変重要なものであると認識しております。

県としましては、これまでも愛の鞭ゼロ作戦などにより、体罰によらない子育ての啓発を行ってきたところではありますが、今後、体罰

は絶対に許されないという意識を県民にさらに浸透させるよう、徹底してまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

**○岩切達哉議員** 体罰は絶対に許されないという思いを浸透させていく決意をいただきました。いろんな方法があろうかと思えますけれども、ぜひ強く進めていっていただきたいと思えます。

今回の法改正に盛り込まれました内容や、附帯決議とされた事項で、何点か伺いたいと思えます。

まず、児童相談所の体制強化。これが、介入的対応をする児童福祉司と支援を行う児童福祉司を分けることとか、1人当たりの対応件数を40件以内とするとか、スーパーバイザーを含めて任用要件を見直すこと、児童心理士の配置の法定化、医師や保健師の配置など多岐にわたる事項が確認されています。

職員の配置については厳しい、難しいということをよく聞きますけれども、そう言っているわけにはまいりません。これからどうなさっていくのか、福祉保健部長に伺いたいと思えます。

**○福祉保健部長(渡辺善敬君)** 今回の児童福祉法等の改正案では、児童相談所の体制強化等に関して、御指摘のありましたように、一時保護等の介入的対応を行う職員と、保護者支援を行う職員を分けることとか、児童福祉司の数について、今後、政令で定められる基準を標準として適正に配置することとか、弁護士や医師、保健師を配置すること、さらには、児童福祉司を指導・教育する、いわゆる「スーパーバイザー」と児童福祉司の任用要件の見直しなどが、それぞれ実施期限が設定される形で盛り込まれております。



県としましては、改正案が成立すれば、改正法に基づき、必要な体制を整備できるよう関係部局と連携し、職員の着実かつ計画的な育成・配置等に努めてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 関係部といえば、総務部あたりだと思います。ぜひ御配慮いただきたいし、そのことが法定で決められるということであります。

さらに、児童虐待は宮崎の場合、29年度で1,100件少しですけれども、そのほかの相談事項を入れますと4,000件近い相談に児童相談所は対応している。それが、先日の答弁で30人の児童福祉司ということでありましたので、1人当たり100件を超える事案に対応しているということでありまして、さらには、既に保護している児童、施設等で社会的擁護下にある児童の担当も含めて、本当にオーバーワークであるというふうに思っております。ぜひ、対応いただきたいと思っております。

そういう中で、虐待をしてしまう親に対する再発防止プログラムの普及が、児相の努力義務となりました。しかし、このプログラム、習得するにも、直接援助するにも、児童相談所職員では相当な時間を必要とします。コモンセンスとかマイツリーなど、既に広く定着した手法で支援に取り組む民間団体がありますが、そのような団体に委託をして、積極的に活動していただくことなど、体制を整える必要があると考えます。福祉保健部長のお考えをお聞かせください。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 虐待を行った保護者につきましては、再び虐待を起すリスクが高いことが指摘されておりますことから、保護者に対する再発防止のための指導は重要であると考えております。そのため、児童相談所

においては、これまでも研修を受けてスキルを習得した職員が、保護者支援プログラムに基づき、虐待した保護者に対する指導を行っているところでございますが、十分な指導が行えているとは言えない現状があります。

今回の改正案により、保護者に対する医学的・心理学的知見に基づく指導の実施が努力義務として規定されたことを踏まえまして、県としても、保護者への指導をさらに充実させていく必要があると考えております。このため、保護者の再発防止プログラムを実施している民間団体への委託も含めまして、今後の効果的な保護者指導について検討を行ってまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** ここで、教育長に伺いたいと思っております。

体罰の話でございますけれども、学校における体罰というものの現状をどのように把握しておられるか、お聞かせいただきたいと思っております。

同時に、福祉保健部長には、幼稚園、保育所、認定こども園そのほか養護施設のような児童福祉施設などである体罰をどう把握しておられるか、そして、どう対処されているか、順次お聞かせいただきたいと思っております。

**○教育長（日隈俊郎君）** 体罰は、学校教育法第11条で厳に禁止されておまして、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えるとともに、教職員や学校への信頼を失墜させる行為であります。いかなる場合も許されるものではないと認識しております。

もし体罰が発生した場合には、各学校は、速やかに状況を把握するとともに、教育委員会に報告を行うこととしておまして、その発生件数は減少傾向にあるものの、まことに残念では

ありますが、根絶には至っていない現状にあります。

そのため、県教育委員会といたしましては、ガイドラインや通知により、体罰防止の周知や教職員の人権意識の高揚を図るとともに、相談窓口を設置したり、研修会を行ったりするなど、体罰の根絶に向けた指導の徹底を図っているところであります。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 幼稚園や保育所、認定こども園、その他の児童福祉施設では、関係法令等に基づき体罰が禁止されている状況でございます。

幼稚園や保育所等においては、県外で体罰等の不適切な事例があったことを踏まえまして、4月に市町村を通じて、各施設に対する適切な保育の徹底と、不適切な事例を市町村が把握した場合の速やかな県への報告を求めたところであります。

また、その他の児童福祉施設についても、県が策定したガイドラインに基づき、適切な処遇の徹底と速やかな報告を求めているところであります。

いずれにおきましても、体罰等の不適切な処遇が行われた場合は、立入調査を行うとともに、再発防止等の必要な対策を講じるよう指導することとしております。

**○岩切達哉議員** 今、お伺いしましたように、教育や子供を預かる場での体罰は、既にだめなことと認識をされておきまして、さらに今回、保護者による体罰もだめなんだと私たちの国は確認をしたということでもあります。ただ、まだまだ腹の隅っこに、時にはたたかないと子供のしつけはできないという思いが残っている大人たちが多くいるんじゃないかなと思っております。ぜひ、十分な啓発をお願いし、そのための

予算はしっかりと確保していただきたいと思っております。

続けて、子供の貧困対策について福祉保健部長に伺いたいと思っております。

子どもの貧困対策法を改正する法案が、今月12日に成立いたしました。改正の特徴を紹介すれば、子どもの権利条約の精神にのっとりすることを求めたこと、貧困による将来の影響にとどまらず、現在の課題そのものの不利益を解消するよう努めましょうということなど、基本理念の充実が図られました。

また、調査研究として、子供の貧困に関する指標の研究を地方公共団体はやりましょうということになっています。ことし、県の子どもの貧困対策推進計画も改定されるところですが、部長として、今回の法改正についてどう受けとめていらっしゃるか、所見をお伺いしたいと思います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 先週成立しました御指摘の改正法におきましては、子供の貧困対策の基本理念を充実させたほか、これまで都道府県での努力義務とされていた関係計画の策定について、住民に身近な市町村での策定も努力義務となったところです。

また、「ひとり親世帯の貧困率」や、「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」が法律上の指標として、新たに位置づけられました。この改正については、県としては、子供の貧困対策に重要な意義があるものと考えております。

改正法に基づいて、関係機関などからの意見も踏まえながら、今年度、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を改定しますとともに、市町村にも、計画の策定を積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 子供の貧困率、これがなかなか調査が困難ということで、まだ具体的に解明されているところではありません。そういったことも研究の必要があるかと思えますけれども、例えば、小学校入学までにどこにも行かない、いきなり小学校から集団生活に参加するという児童、そういう一切の所属がないお子さんがいらっしゃいます。

一つは、保護者の考えで小学校入学前までしっかりと育てたいと、確固たる信念をお持ちの方もいますけれども、私が心配するのは、経済的または社会的に不利な家庭であるがために行かせられないという実態にあるお子さんがいらっしゃる。現実にはいらっしゃるわけでありませぬ。

この場合において、保護者の体や心の健康の問題もあるんですけれども、そういう子供の存在をしっかりと把握して、必要なケアがされる必要があると思えますが、現在、どのような調査が行われているか、お聞かせいただきたいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員のお話にありましたような、小学校入学まで保育園等に通わない子供という形での直接的な調査を行っているわけではございません。ただし、市町村において、そうした子供たちに対しても、1歳6カ月児健診ですとか、3歳児健診などを実施して、発育状況や栄養状態などから問題があると判断した場合には、面接や訪問等、個別の状況に応じて必要な支援を行っているところであります。

県では、こうした支援とあわせまして、市町村や民生委員、児童委員、関係機関等と連携しながら、必要な対策に取り組んでいるところであります。

○岩切達哉議員 昔、生活をしていました高千穂町では、5歳児で健診をするという特別の対応をしておられました。そういう自治体も幾つかはあります。確固たる信念で小学校からとされる方は、それはそれで結構なんですけれども、そういうふうなお子さんだと把握をしておくこと、現実には養育者の心や体の課題があるとなれば、必要な支援を行うことが必要になってくると思えます。

さらに、例示しますと、児童の肥満が問題視されているところであります。これは栄養の偏り、いわゆる食べ物がお菓子だったり、砂糖分の多い飲み物だったりするわけでありませぬ。それは、家庭が経済的に豊かでそうになっているということではなくて、実は、安くて大量におなかに入れることができる食料が、そういうものになってしまう、そういうものに偏らざるを得ない、貧困であるがゆえにそうになってしまう家庭というのがあります。小児生活習慣病と言われる問題にもつながる課題でありますけれども、こういう肥満傾向と貧困の問題についての関連調査、現在どのような対応をされているか、お聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、県民の栄養摂取の実態と健康状態の把握を目的としまして、「県民健康・栄養調査」を実施しているところでございます。調査項目には、身長や体重、食事状況などがありますが、世帯の所得など、肥満傾向と貧困を関連づけた調査項目が含まれているわけではございません。

○岩切達哉議員 今、小学校まで学校に行っていない、どこにも行っていない問題、それと肥満の問題を取り上げましたけれども、実はもう既に、子供をめぐるいろんな団体が関心を持って調査をしているところでもあるんです。貧困

対策ということで、今、改定の作業をしておられると思いますけれども、そういう課題、家計が苦しい、よって、安売り量販店にしか買い物に行けない、そこで、安くて量が多い食品に偏る、結果、肥満になるというようなものを調査するなど、本当に子供の支援にとって大変重要なことだと思っています。

これから、子どもの貧困対策推進法改正によって、いろんな努力義務が課せられます。部長としてどのように取り組むか、お聞かせいただきたいと思っています。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 御指摘のとおり、子供を取り巻く環境には、食生活を初め、さまざまな問題があると考えられます。このため、子供の肥満を初め、子供の健やかな成長に資するような調査等のあり方について、改正法の趣旨なども踏まえながら、今後とも問題意識を持って、研究してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 私たちは、長い間、児童虐待がふえている、児相の体制を強化しなければならない、それでもやっぱり児童虐待はふえますます強化をと、こういう繰り返しをしてまいりました。これも大変大事であります。体制は強化してほしい。ただ、やはり虐待そのものが起きない社会というものを、どう私たちはつくっていくのか、このことが大事だと考えます。

貧困対策も同様です。貧困そのものの原因を取り除く事が大事であって、子供だけが貧困ということは絶対ないわけでありまして、そのお子さんの暮らす家庭の貧困であります。

御承知のように、ひとり親世帯の2世帯に1世帯は貧困状態にある。さらには、今現在、労働環境、労働生活の貧困として、ワーキングプ

アという言葉があります。さらには、今日、年金問題がありますけれども、社会保障の貧困もあると思います。

子供の貧困対策に取り組む実践者は多くいらっしゃると思いますけれども、それぞれ地域で頑張っておられますが、疲弊が心配される場所でもあります。子供の命や健康が害され、多くの涙が流されていること、それ自体を防ぐために、県として、子供にかかわるさまざまな部署の連携、すき間を埋めるような努力が必要だというふうに思いますけれども、どのようにこれからの具体的な取り組みをされるのか、いま一度、知事の所見というか、取り組む決意をお聞かせいただければと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 児童虐待、貧困、一連のお尋ねであります。この児童虐待は、子供の健やかな成長を阻害し、時にはかけがえのない命をも奪う、絶対にあってはならない行為であると考えております。その虐待が起きてしまう背景には、議員御指摘のとおり、さまざまな要因があると考えております。貧困も同様であります。社会のさまざまな問題が複雑に絡み合いながら、そして、弱い立場にある子供にしわ寄せとして顕在化してしまう、そういう問題であらうかと考えております。

児童虐待の背景には、一つには、保護者等における「時には体罰は必要」という意識があるわけですが、先ほど答弁申し上げましたように、今回の法律改正を契機として、体罰によらない子育てを、県民の方にさらに浸透するよう徹底してまいります。

また、親が、子育てに関する不安や、困難、孤立感などを抱え込むことも、大きな要因となっております。子育てを地域で見守り、支援する取り組みの強化が、何よりも重要であると

考えております。本県は、比較的地域のきずなというものが残されている。そのような地域であろうかと考えておりますので、関係部局はもちろん、市町村等との連携も密に行い、子育て家庭への妊娠期からのきめ細やかな支援などを一層強化することにより、地域全体で子育てを支え、児童虐待を起こさせない社会の実現を目指してまいります。

**○岩切達哉議員** 宮崎県は、児童虐待が少ない、貧困もだんだんと解消されつつある県だと評価されるようになることは、本議会で特に話題になっている人口対策、宮崎に来てほしいというコマーシャルにもなる、大変すばらしい要素だというふうに思います。ぜひ、そういう態度で、立場で、この問題に取り組んでいただきたいと思います。

話題をかえまして、職員の確保の問題として伺いたいと思います。

最初に、昨年障がい者雇用問題のその後について伺いたいと思います。

国の機関や宮崎県庁の各部局において、障害者雇用促進法が定める対象障がい者についての不理解が、求められる雇用率を下回ることにつながったというふうに理解しております。

病院局と県警本部において、求められる雇用率を下回っていたということで、昨年答弁がありました。年度がかわって、退職、採用があったと思いますけれども、まず病院局における障がい者雇用はどうなったのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○病院局長(桑山秀彦君)** 病院局における障がい者雇用の状況につきましては、昨年度、国のガイドラインにのっとり、改めて確認調査を行いましたところ、障害者手帳の確認が不十分で、既に返還していた職員がいたなどの理由に

よりまして、法定雇用率を満たしていなかったことが判明したところでございます。

このため、障がい者雇用数の増加に向けて、病院局で採用を行っていない事務職につきましては、知事部局に対し人事交流の要請を行いますとともに、医療系の職種につきましては、病院局独自に、障がい者に限定した医療系ソーシャルワーカーの募集、あるいは看護師の採用に当たって、障がい者枠を設定するなどの取り組みを新たに行っているところであります。

引き続き、他の病院の事例等も参考にしながら、法定雇用率の達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 昨年、濱砂議員の質問に警察本部のほうから、対象者が急遽退職したためだという答弁がございました。その後の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

**○警察本部長(郷治知道君)** 議員御指摘の過去の答弁のとおり、障がい者である2名の職員が急遽体調不良により退職しましたため、県警察の昨年6月1日現在の障害者雇用率は1.95%で、法定雇用率を達成しておりませんでした。

そこで、県警察では、今年度、障がい者2名を新規採用しましたほか、昨年度6月以降1名が障害認定を受けております。

県警察では、本年度もこれまでと同様に、障がい者として把握している職員全員の障害者手帳を直接確認し、法定雇用率の達成状況について確認していく予定にしております。

**○岩切達哉議員** 中央省庁での障がい者雇用水増し問題という表現になりましたけれども、そのことを発端とした問題は、今回、厚生労働省における行政機関への監督機能強化を柱にした障害者雇用促進法改正案という形になりまして、今回の国会で成立したようでございます。

来年度からの施行でございますけれども、行政機関であっても、雇用率を下回れば納付金が徴収されるということでございまして、これまでに以上法定雇用率を遵守することが、任命権者には求められるところであります。

そこで、人事委員長に伺います。任命権者からの要請を受けて行う採用試験に当たっては、障がい者の雇用が促進されるような工夫をどのようにしておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

**○人事委員長（濱砂公一君）** 人事委員会におきましては、障がい者の採用に関しましては、従来から、身体障がい者を対象とする採用選考試験を実施しているところでございます。試験の実施に際しましては、これまで、受験申込時に確認する本人の要望を踏まえまして、拡大文字、あるいは手話通訳の利用などの配慮を行ってきたところでございます。

また、従来課しておりました、「自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者」とする受験資格を今年度から撤廃いたしますとともに、新たに知的障がい者及び精神障がい者を選考試験の対象に加えるように、見直しを行ったところでございます。

今後とも、この指針を踏まえまして、障がい者が受験しやすい環境を整えますとともに、任命権者と連携しながら、必要な資質や能力を有する人材を広く確保できるように、適切に試験制度の運用を行ってまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 自力による通勤ができるという要件などがあつたことは、障がい者団体とともに過去、実はそれをなくしてほしいという要請行動を行った経験がございまして。そういう意味で、それを実施に移したということは、大変

評価できると思ひます。

宮崎県は、障害者差別禁止条例だとか、昨年度末、ことしの2月に手話等言語条例を制定した、障がい者への理解の深い県でございまして、ぜひ、職員採用に当たって、各任命権者もそういう対応をなされるように求めておきたいと思ひます。

次に、職員の採用に当たって、会計年度任用職員制度の問題でございまして、実施が来年度からということでございます。これは、官製ワーキングプアという問題、執行部の会計におられる公務員の皆さんの中で、臨時・非常勤という立場で働く皆さんの年間所得等が大変低い、そういうような問題ということございまして、それらの問題が解消されることは、宮崎での仕事をふやすことにもなりますので、宮崎県における人口維持という政策にも必ず寄与するものと思ひます。

その適正な実施に向けた準備が必要だと思ひますけれども、具体的な職場を取り上げて恐縮ですが、食肉衛生検査所では、獣医師の再雇用者確保ができるのかという不安が聞かれています。

どの部署においても共通することではあるんですけれども、会計年度任用職員制度の導入によって、雇用人数が抑制されることにはならないようにすべきだと考えております。総務部長の所見を伺いたいと思ひます。

**○総務部長（武田宗仁君）** 新たに導入されます会計年度任用職員につきましては、一般の職員に適用されます任用、服務に関する規定等が同様に適用されますことから、これまでの臨時・非常勤職員の運用を抜本的に見直し、適切な制度移行を図る必要があります。

このため、現在、臨時・非常勤職員が担って

おります職務の内容や業務量などの調査を行っているところであり、今後、それぞれの職場の業務の実態をしっかりと把握した上で、必要なところに適正な人員を配置してまいりたいと考えております。

なお、制度導入に伴い必要となる財源につきましては、国において影響額調査を行い、地方財政措置について検討されていると伺っておりますが、県としましても、全国知事会等を通じて、必要な財源の確保について、引き続き国に対し要望してまいりたいと思います。

**○岩切達哉議員** 同様に、教員の非正規職員、臨時講師等いらっしゃるかもしれませんが、会計年度任用職員制度導入でどうなっていくのか、現在の教員数が確保されるのか、教育長にお聞かせいただきたいと思います。

**○教育長（日隈俊郎君）** 学校現場におきましては、育児休業等の代替職員としての常勤講師を初め、少人数指導や小学校専科指導の非常勤講師など、さまざまな非正規の教員が従事しております。

県教育委員会におきましては、現在、新制度におけるこれらの職の位置づけを初め、制度導入の趣旨を踏まえた給与や手当などの勤務条件、適正な人員配置等について、学校現場の実態を踏まえ、整理・検討を進めているところであります。

今後とも、新制度が施行される来年4月に向けて、円滑に移行できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 必要な財源の確保、まさにそこにあるというふうに思います。制度導入の趣旨を踏まえた対応がなされるように注目してまいりたいと思います。

話題をかえます。太陽光発電施設の適切な整

備についてお伺いをしたいと思います。

県内各地で、大規模な太陽光発電施設の整備が行われてまいりました。本議会に提出されている再生可能エネルギー導入推進計画案によれば、2017年度で予定された発電量の2.2倍に達しているということでもあります。それほどまでに急速に推進されています。

私は、再生可能エネルギーを推進する立場からこれを歓迎しますが、一方で、景観の問題、パネルからの反射光や土地の防災機能などが心配なことと感じておりました。

これについて、兵庫県において、2017年度から「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」を施行していることを知りまして、会派で兵庫県に伺って調査を行ってまいりました。ベースは、建築基準法や都市計画法等の法令による規制を受けないものについて、設置を届け出制にして、良好な環境及び安全な県民生活を確保するというところでございます。

これは本県としても、研究いただくことが適切なことだと考えますけれども、どのようにこれらの先進県の取り組みを把握しておられるか、環境森林部長からお聞かせいただきたいと思います。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 県では、3県の取り組みを把握しているところでございます。

議員の御質問にありました兵庫県では、条例で太陽光発電施設の事業区画の面積が5,000平方メートル以上のものを届け出の対象とし、傾斜地や山頂部等の景観への配慮や、住民との調整などを設置基準としておるところでございます。

また、和歌山県では、同様の条例を制定しておりまして、出力50キロワット以上の設備を対

象とし、土地造成や設備の安全な設置などを認定基準といたしております。

もう一つは岡山県で、条例制定の手続が行われているところではありますが、設置者の責務として、適切な地域住民とのコミュニケーションや土地の選定等が求められることになるかと伺っております。

**○岩切達哉議員** 直接場所を示すことは避けませんが、私の目で見ても大変危険じゃないかという太陽光パネルが山肌に張りつけてあるような場所があります。私の目で見るといって、あえて前置きしましたが、当然、県なり市町村なりで安全確認をされていると信じたいと思っております。

一番の問題は、やはり景観上の問題でありまして、それについては、私は「あれはよろしくないな」と感じているものでありまして、美しい宮崎づくりを推進する立場で問題だと感じておるところであります。

部長に重ねて伺いますが、このような開発には適切な対応を行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 太陽光発電施設の設置につきましては、その設置する土地に係る森林法などの個別法による許可や届け出が必要なものは、関係法令等を所管する部局において、適切に対応していくことが必要であると考えております。

県では、平成27年3月に「景観形成に係る太陽光発電設備の取扱い」を定めておりまして、市町村においては、この取り扱いを参考にした景観条例により、色彩や形態等の制限を行っているところもあります。

また、国においては、平成29年4月に改正されました固定価格買取制度において、関係法令

の遵守及び地域との関係構築の推奨を明記した事業計画策定ガイドラインを公表し、遵守事項に適合していない場合は認定しないなどの措置がとられております。

このようなことから、県といたしましては、関係部局と情報共有しながら、国の動きや他県の状況等を注視してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 太陽光発電とか風力発電というのはぜひ進めていってほしい、またこれから水素エネルギーなどもあると思いますけれども、私は世論を二分している原発に頼らない電力確保に努めてほしいという立場でございますが、その適正な対応はぜひ進めていってほしいと思います。

そして、ソーラーパネル自体の耐用年数が経過していくという課題についてであります。

適正な廃棄処理の徹底がないと、ソーラーパネルがあちこちに廃棄され、環境に害を及ぼすということになりかねません。県として、ソーラーパネルの処分に対する指針などをお持ちか、お聞かせいただきたいと思っております。

**○環境森林部長（佐野詔藏君）** 本県では、平成24年から始まった固定価格買取制度の導入もあり、太陽光発電の普及が急速に進みましたが、ソーラーパネルの耐用年数は17年とされておりまして、今後、ソーラーパネルの大量廃棄が予想されます。

このパネルには、一部鉛などを含んだものや、感電等の危険もありますことから、中央環境審議会などにおいて適正処理の検討がなされ、国から、平成30年にガイドラインが示されたところでもあります。

県では、独自の指針は定めておりませんが、この国のガイドラインに基づいた適正処理の徹



底を、関係団体や市町村を通じて幅広く周知・指導しているところであり、不法投棄などの不適正処理が発生しないよう、廃棄物監視員による監視指導も実施しているところでもあります。引き続き、大量廃棄に備え、適正な処理が確保されるよう、努めてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 2017年度で予定されているエネルギー量、予定していたより2.2倍進んでいると。それほどまでに開発が進んだ太陽光発電であります。設置の段階から廃棄を見通してやっているのと、廃棄の時代が来たので考えるというのでは全然違う結果を宮崎県の環境に及ぼす、そのように思いますので、ぜひ、宮崎県がこれからエネルギー輸出県として発展していくためにも、適切な対応、指針などの徹底をお願いしたいと期待しております。

話題をかえますが、公営住宅団地におけるコミュニティ力の維持という問題について、県土整備部長にお尋ねしたいと思います。

宮崎市内では、中心市街地から少し離れた丘陵地に団地造成があつて、それに伴って建築された県営住宅が数多くあります。そこでの入居者の高齢化という姿があるように、私は思っています。

その中で、数少ない若者世帯が地域コミュニティの中心的役割を担って、例えば自治会の運営だとか、PTAだとか、草刈りなど環境整備を行っている。その中堅の世代の方々が、仕事の経験を重ねて、所得がふえることがある。そうしますと、公営住宅法でいう低額所得者に貸すというものでありますので、退去を求められることになっていく問題があるそうです。結果、その団地には高齢者等の入居者のみが残っていくということございまして、人口流出に

悩む地域と同じように、地域コミュニティー維持ができなくなるという御相談を伺いました。

このような県営住宅の入居状況でございますので、私は生目台団地に住んでおるんですけども、団地内の空き部屋も目立っているというふうに思っています。

県土整備部長、幾つかのデータをお伺いしたいんですけども、まず、県営住宅の入居率はいかな状況なんでしょうか。

**○県土整備部長(瀬戸長秀美君)** 県営住宅全体の管理戸数は、平成31年3月31日現在で8,885戸であります。このうち、建てかえやバリアフリー化工事などのために入居募集をとめている住戸が224戸ありますので、これを除いた管理戸数は8,661戸であります。これに対し、入居戸数は7,645戸でありますので、入居率は88.3%となっております。

**○岩切達哉議員** 約1,000戸の空き室があるということございまして。

次に、定期的に入居者の募集をしていると思っておりますけれども、現実の募集に対する応募状況というのはどういう状況か、お聞かせください。

**○県土整備部長(瀬戸長秀美君)** 平成30年度に4回実施いたしました定期募集の応募状況につきましては、募集戸数の合計340戸に対して、応募世帯総数は806世帯であり、応募倍率は約2.4倍となっております。

**○岩切達哉議員** 重ねて伺います。その倍率でも現在1,000戸の空き室がありますが、成約に至る、応募して、抽せんに通つて、成約するという流れになろうかと思っております。実は聞いた話なんですけれども、生目台の団地のほうで、内見に来た若い御夫妻が入居を見合わせるという判断をしたと。現実には、このような辞退という

例があるそうですが、そういう件数を把握しておられれば、お聞かせください。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 平成30年度の定期募集において、募集を行った340戸のうち応募のありました住戸に当選された世帯数は222世帯であります。このうち、入居を辞退した方は18世帯であり、その割合は8.1%となっております。

**○岩切達哉議員** 先ほど高齢者世帯が多いというふうに申し上げましたけれども、私の感想でありますので、現実の高齢者世帯率について把握しておられれば、お聞かせいただきたいと思っております。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県営住宅に居住する高齢者の状況につきましては、平成31年3月31日現在で、全ての入居者1万8,473人のうち、65歳以上の方は4,194人であり、その割合は22.7%となっております。

**○岩切達哉議員** いろいろお聞かせいただきましたけれども、1,000戸ちょっとの空き状況、大体1割半、14%ぐらいの計算になりますけれども、その中で、問題は、地域コミュニティの推進役となっている中堅世帯が団地から出ていけない状況にあると。そういうふうに、収入が増加したので転居を求めている世帯が何世帯ぐらいあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 公営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としておりますので、入居後に収入が一定の基準を超えた世帯につきましては、収入超過者として認定され、住宅を明け渡す努力義務が発生し、県では、必要に応じて他の住宅への転居を促しております。平成30年度に、この基準に

該当した世帯は、811世帯であります。

また、収入がさらに高い基準に該当した世帯は高額所得者として認定され、明け渡しの義務が発生するため、県では、期限を定めて住宅の明け渡しを求めており、平成30年度の該当世帯は24世帯となっております。

**○岩切達哉議員** 入居後に、お働きになっておられて、年齢を重ねていって所得がふえることはよくあると思うんですけども、所得がふえたので出ていってくださいというふうになることが、これまでの公営住宅法の中ではありません。あるんです。これは、公営住宅法、昭和26年の制定であります。大変古い法律でありまして、当初目標は、やっぱり戦後復興の中で住宅を確保すると、そして、とりわけ自力で確保することが困難な低所得者に対して住宅をと、こういう構えでされてきました。

今、人口減少社会ということでもあります。そして、人口構成も変わってきた。そういった中で地域のコミュニティーを維持しようというのが、政策課題にも挙げられています。そういうことを意識しながら、この問題を取り上げているんですけども、実は具体的に現場の住居の皆さんから、「空き室が結構あるので、そこで空き室の利用方法として入居がないなら、コミュニティルームとして利用できないか」という希望があります。高齢者サロンを行う、また、住民サロン、または子ども食堂、学習支援の場、そういうアイデアをいただいているんですけども、全く難しいことなのか、相談できることなのか、県土整備部長にお尋ねしたいと思います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県営住宅におきましては、これまで、入居者のコミュニティー形成を支援するため、多くの県営住宅に

集会所を設置してきたところであり、一部の集会所においては、指定管理者による読み聞かせや、おもちゃ病院等の取り組みが行われてきたほか、NPO法人が行う子育てサロンとしても活用されております。

県といたしましては、今後とも、団地のコミュニティ形成につながるような活動を促進してまいりたいと考えておりますので、お尋ねの空き住戸の有効活用につきましても、近年、他の道府県において、高齢者や子育て世帯の支援に活用している事例も見られますことから、コミュニティ形成を図る取り組みとして検討してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 部長の立場から、コミュニティ形成を図る取り組みとして検討していくんだと、こういうお話をいただきました。各団地ごとにいろんなアイデアがあろうかと思えます。コミュニティの要素というのは、地域地域で違うと思えますから、お声を聞き取っていただいて、できる対応をしていただきたいと思います。

今回、その地域を支える人材確保という言葉が議案書の中にも使われておまして、公営住宅として、住宅政策上の新たな展開が必要になっていると思っております。いま一度、この問題に関する部長の御所見をいただきたいと思えます。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 先ほど答弁させていただきましたけれども、一部の県営住宅の集会所は、県営住宅以外にお住まいの方々も交えた交流の場となっております。

日南市の県営住宅の集会所には放課後児童クラブが併設されており、また宮崎市では市営住宅に地域子育て支援センターを併設するなど、地域が求める施設を公営住宅の中に取り入れる

試みを行っております。

このように、公営住宅の施設の一部を地域のコミュニティの維持に活用していただくことは、大変重要なことだと考えておりますので、引き続き市町村と協議しながら、空き住戸の有効活用の検討も含め、地域のコミュニティ維持につながるような取り組みを促進してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 新たな住宅政策、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

続けて、話題をかえても県土整備部長に伺います。

道路における除草についてでございますけれども、昨年も9月議会で伺ったわけなんです、その除草剤使用での除草を研究、試験しているとのお話でございました。現段階において、どのような試験結果として受けとめているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 除草剤や成長抑制剤の使用につきましては、従来の草刈りと併用しながら、これまで、宮崎土木事務所ほか5事務所で試験的に行ってまいりました。その結果、草刈りの回数を減らしても、成長が抑制され、従来と同等の環境を確保できるなど、一定の効果が得られました。

また、一部で確認されました立ち枯れによる景観への影響につきましても、草刈りと散布の時期を工夫することにより、改善が見られたところでもあります。このため、本年度から、高鍋土木事務所ほか4事務所におきましても、周辺環境に十分配慮しながら、試験的に取り組むこととしております。

**○岩切達哉議員** 除草の方法が費用を抑えるということで、予算が厳しいということで、除草剤を使う方法が研究されていると前回は聞きま

した。そのことが、実は健康被害の懸念を住民に感じさせたり、景観を損ねる結果とならないように願っておる立場でございます。

県土整備部長のほうで、できることならば、県として草刈りに十分な予算を用意していただいて、人手をかけた、従前あったような方法によって今後は進めてほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 道路の除草につきましては、良好な沿道環境の保全等を目的に実施しておりますが、限られた予算の中、維持管理が行き届かない箇所もあり、さまざまな御要望を伺っているところであります。

そのような中、除草剤等を併用する除草方法につきましては、一定の効果が確認できたことに加え、作業の効率化や安全性の向上も図られることから、現状においては、近年の労働力不足にも対応した有効な手段であると考えております。

今後とも予算の確保に努めながら、美しい宮崎づくりに向けた沿道環境の保全にしっかりと取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** 公の立場で除草剤を使っていくことについて、非常に懸念を持っております。シーガイアに続く観光道路で草を真っ茶色にしていたら、多分、観光客は残念がると思います。ローカルの道路ならオーケー、山奥の道路ならオーケーということにはならない、私はそのように思っています。ぜひ、手をかけて、汗を流して、予算をかけて、人の手で行う沿道修景整備、草刈りというものがよいと私は思います。ぜひ、研究をしていただきたい、努力をしていただきたいと、重ねて申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、公立学校における

冷房設備の設置についてでございます。金曜日に重松議員のほうから、公立高校のことについては御質問があって、答弁をいただいております。そこで、県内の公立小中学校における冷房設置の状況について、いかがな状況にあるか。暑い夏が目の前になっておりますので、教育長からお聞かせいただきたいと思っております。

**○教育長（日隈俊郎君）** 冷房設備についてありますが、県内公立小中学校につきましては、平成30年9月時点で、設置率は約3割でございましたが、昨年度創設された国の特例交付金事業を活用しまして、今年度末には約8割になると見込んでおります。

なお、整備が完了していない4市1町のうち、令和2年度には2市1町で整備が完了する予定でありまして、改築とあわせて整備予定の1校を残している日向市と、対象教室を多く抱える宮崎市、この2市については令和3年度で整備が完了すると聞いているところであります。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。

小中学校では、宮崎市は教室が多いので令和3年度までかかると、こういうことではございました。宮崎市で生活をする小中学生は、ついていないなとか、残念だなという思いをされるのではないかなと思います。優先度が各市の自治体、首長さんの御判断だと思いますので、県議の立場でとやかく申し上げられないんですけれども、できるならば宮崎市のほうに、何らかの形で、より一層早いスピーディーな対応を求めていただけたらということをお願いして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

**○山下博三副議長** 次は、田口雄二議員。

**○田口雄二議員〔登壇〕**（拍手） 岩切議員に

引き続きまして、県民連合宮崎の田口雄二です。厳しい戦いでしたが、4期目の議席をいただきました。宮崎県発展のために4年間、力を注いでまいります。どうぞよろしく願いいたします。

質問に入る前に、風貌が変わったことにより、いろいろと臆測が飛んでおりますので、御報告しておきます。直接私に、何で切ったのかと尋ねる方もいますが、会派の同僚に、どうして頭を丸めたのか問い合わせる方もいらっしゃいますので、経緯を御紹介しておきます。病気をしたり、あるいは何かをやらかしたのでもありません。また、家内に不倫がばれたということでもありません。昨年末に還暦を迎え、頭頂部、頭のとっぺんもかなり薄くなってきたこと、髪を染めていたことにだんだん違和感を持ってきたこと、また私は、冷やし中華を食べても汗をかく、特に頭部に集中して汗が出る状況を何とかしたいと前々から思っており、思い切って丸坊主にしたというところであります。

さすがに宮崎のひなた、日高陽一議員のようにスキンヘッドにはできませんでしたが、高校3年生の部活をしていたとき以来、42年ぶりの丸坊主で、実に快適な感覚を味わっております。皆さんが想像していたような不祥事ではなく、がっかりしているかもしれませんが、以上が今回の経緯であると御理解ください。

それでは、本題の質問に移らせていただきます。

今回の選挙前の後援会活動で多くの皆さんと話をし、たくさんの御意見や御要望をいただきました。その幾つかを質問に生かしております。どうぞよろしく願いいたします。

今議会には、肉づけとなる補正予算案、96億6,793万円が提案され、当初予算と合わせると

前年比4.0%増の6,051億8,793万円となり、14年ぶりに6,000億円を超える大変積極的な予算になりました。

30億円の人口減少対策基金を設置し、基金を活用した26の新規事業を予定しています。私の住む延岡市は、以前は県内一の人口の時代もありましたが、合併により九州で2番目の広さになる広大な面積になったにもかかわらず、人口減少が顕著になり、先々月の4月には、とうとう12万人を切ってしまいました。今回の補正予算案が、人口減少が少しでも緩やかになっていくことに効力を発揮してほしいものです。

さて、本年2月に、厚生労働省が医師少数県を公表し、全国で16県の中に、九州で唯一、本県が選定されました。これまで医師の数は、人口10万人当たり何人いるかで判断されていきましたが、今回は医師偏在の度合いを適切に示すため、医師偏在指標を公表しました。医師偏在指標とは、1点目が医療ニーズ及び将来の人口、人口構成の変化、2点目が患者の流出入、3点目が僻地等の地理的条件、4点目が医師の性別・年齢分布、5点目が区域・診療科・入院・外来を考慮した医師の偏在、以上を偏在にかかわる5要素として策定されたものです。この指標に基づいて、本県が医師少数県と判断されたものです。

しかし、本県においても宮崎東諸県医療圏は、本県の医師の6割近くが集中しており、全国の335ある二次医療圏の中でも24番目に位置するなど、非常に恵まれている状況です。しかし、それ以外の二次医療圏は厳しい状況で、これまで医師偏在の解消が訴え続けられました。今回はこの実態が、国にお墨つきをいただいたようなものです。

そこで今回、厚生労働省に医師少数県に選定されたことについて、知事の見解をお伺いします。

以上で壇上の質問を終わります。(拍手)  
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

今回の医師偏在指標におきましては、県全体が医師少数県と位置づけられるとともに、県内においても、県央に医師が集中する地域間・診療科間の偏在が示されたところであります。

これらの要因は、本県において、人口の高齢化率が高い地域や医師の高齢化率が高い地域が多いことから、これまで用いてきた人口10万人対医師数と比較すると、地域ごとの実態がより反映されたものと認識しております。

これまで、関係機関と一体となって医師の養成・確保に取り組んできた中、大変厳しい結果と受けとめております。その取り組みを一層強化しなければならないと実感したところであります。

昨年7月の医療法改正により、県が地域の医療ニーズを踏まえて、医師確保を主体的に実施していく仕組みが整備され、まずは今年度、医師確保計画の策定等に取り組むこととしております。

先日も、国に対して提案・要望を行ったところではありますが、国に対しても制度改善を働きかけるとともに、今後とも1人でも多くの医師を養成・確保できるよう、宮崎大学、県医師会、県教育委員会等と密接に連携しながら、積極的に取り組んでまいります。以上でございます。〔降壇〕

○田口雄二議員 ありがとうございます。偏在の是正は、赴任地の強制ができるわけでもあり

ません。さまざまな要因があつて簡単なことではありませんが、しっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

以前私は、最新の医療機器、手術支援ロボット「ダビンチ」が、全国に350台以上あるにもかかわらず、本県には1台もないと紹介させていただいたことがございますが、この状況を何とかしなければと訴えてまいりました。しかし、宮崎大学医学部附属病院の今年度の予算に、手術支援ロボット「ダビンチ」の購入費が計上されたようです。ようやく本県にも最先端の医療機器が入ることになったのかと喜んでおりました。

そんなとき、6月13日の朝日新聞の1面トップに、そのダビンチに関する記事「名医 ロボットで遠隔手術」が目にとまりました。その記事の内容は、東京にいる外科の専門医が、北海道の病院にある手術支援ロボットを操作して手術するというものです。遠隔手術の実現に向け、日本外科学会が7月にもガイドラインづくりに着手するそうです。外科医不足が深刻化する中、全国どこにいても患者が質の高い手術を受けられる環境を目指していくようです。

まだ、ダビンチは価格が3億円ほどするのですが、大部分の特許が今年度中に切れるようですので、他の企業参入も考えられ、価格もそれに合わせて下がることになるでしょうから、医師が少ない地域においても状況が変わることが期待されます。

続けて、医療問題について何点か質問いたします。

まず、その前にお礼を申し上げます。

県立延岡病院の心臓カテーテル室を2室に増設していただき、心臓脳血管センターを整備していただきました。3月26日に竣工式が行わ

れ、私も出席をさせていただきました。最新の医療機器が設置され、これまでの1.5倍ほどの心臓カテーテル手術が行われるようになり、県北地区の循環器疾患への迅速、そして的確な医療の提供と、また医師確保にも期待できる施設の誕生を大変うれしく思っております。

また昨年、延岡病院に久しぶりに研修医が、それも3名来てくれました。それが、ことしも連続して研修医が2名来てくれております。これまで、宮崎大学地域総合医育成サテライトセンターの設置をずっと要望してまいりましたが、延岡病院でも育成体制がしっかりできつつあるのかなと期待しております。心から感謝申し上げます。

それでは、今年度の本県の専攻医の数について伺います。

昨年度から、これまでの専門医制度から新しい制度に移行しました。この制度に至るまでには紆余曲折がありました。首都圏や都市部への専門医を目指す専攻医が集中してしまう、また診療科の偏在も助長され、地域医療に大きな影響が出ると懸念されました。

偏在が生じないように見直しをしたとのことでしたが、その心配が見事に的中し、本県においては前年より10名減の37名となり、全国で最下位になってしまいました。

すぐに影響は出ないかもしれませんが、この状況が何年も継続すると、ボディーブローのように効いてきて、本県医療が危機的状況に陥る可能性があります。本年の本県の新専門医制度による専攻医の状況はどうであったのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 日本専門医機構の発表によりますと、今年度から本県で専門研修を開始する医師数は、昨年度比15名増の52

名となっております、そのうち本県で臨床研修を修了した医師数は44名となっております。

昨年度の状況を受けて、専攻医確保に向けて、県では、医師修学資金や専門研修資金の貸与制度において、対象となる診療科や指定医療機関の拡充を行ったほか、宮崎大学医学部、県医師会や関係医療機関等と一体となって、県内外の臨床研修医や医学生に対する働きかけの強化等を行った結果、取り組みの成果が徐々にあらわれているものと考えております。

専攻医は、研修修了後も県内に定着する可能性が高く、まだまだ不足している状況ではありますが、今後とも関係機関としっかり連携しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 前年より15名と大幅な増加により、新専門医制度導入以前の47名より増加になっております。前回、この専攻医の大幅な減に、知事も大変心配していましたが、取り組みを強化していただいた結果だと思えます。知事を初め、関係各位の御尽力に感謝申し上げます。引き続き手を緩めることなく、専攻医確保にもしっかりと取り組んでいただきたいと存じます。

働き方改革関連法について伺います。

8本の労働法の改正を本年4月より順次実施されていくものですが、県立病院の医療スタッフの働き方の現状と対策についてどのように考えているのか、病院局長に伺います。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 今般の労働関係法令の改正を受けまして、各病院に対し、その内容を周知・徹底いたしますとともに、勤務時間の把握や年次有給休暇の取得促進などにつきまして、改めて指示を行ったところでございます。

病院局では、これまでも、医療秘書や病棟における事務クラークの配置、あるいは院内保育施設の設置・拡充などによりまして、医師や看護師など医療スタッフの業務負担の軽減や勤務環境の改善に努めてきたところでございます。

今後はさらに、例えば、近年導入が進んでおります病棟での2交代制勤務の実施や、患者の入退院支援業務の一元化について検討を進めるなどしながら、患者サービスの充実とともに、職員の働き方改革を一層推進してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 働きやすい職場環境が人材確保にもつながります。今後とも取り組みをよろしくお願いいたします。

次に、6年前の平成25年よりスタートした、延岡と日南の県立病院の看護師の地域枠採用は、看護師確保に大きな効果を上げてきました。地域枠採用について、これまでの実績を病院局長にお伺いします。

**○病院局長(桑山秀彦君)** 看護師の地域枠採用につきましては、原則として、県立病院間を異動せずに、日南病院または延岡病院に限定して勤務する方を採用する取り組みでありまして、御質問にありましたように、平成25年度から実施しております。

これまで、新卒者、経験者を合わせまして、延岡病院で118名、日南病院で41名の方を地域枠として採用しております。

**○田口雄二議員** 6年で延岡が118名、かなりの数だと思いますし、日南が41名。ありがたいことではありますが、ちょっと気になるものを目にいたしました。本年4月の県医師会の広報誌「日州医事」の各医師会だよりの中で、延岡市医師会の理事より、このような実情が報告されています。「県立延岡病院の看護師中途採用に

延岡市内の病院が苦しめられている。年々、採用条件が緩くなり、現在は44歳まで可、試験もなく面接のみ、転勤なしとなっている。夜勤は1人欠けたらクールが組めないが、先方も夜勤が可能な人材を採用する。外来や手術室などをお願いし、なんとかしのいでいる。存亡の危機である！河野(県医師会)会長に愚痴をすべらせたところ、「その問題、やりましょう！」と力強く言われた。県庁との会合など次々と出席させていただき、意見を述べる機会を与えていただいた。この制度が終わるまで、機会を見つけて主張し続けるつもりである。」とつぶられていました。

これまで県立延岡病院の医師や看護師等の医療スタッフの確保を絶えず要望し続けてきた私にとりまして、ちょっと耳の痛い問題です。地元医療機関からさまざまな意見が出ている看護師の地域枠採用について、どのような対応を考えているのか、病院局長にお伺いいたします。

**○病院局長(桑山秀彦君)** 地域枠採用には、新卒者、経験者の区分がございますが、経験者の区分につきましては、毎年、多くの新卒の看護師が県外に流出しております本県にとりましては、そうした方々が県内に戻ってくる受け皿ともなるものでありまして、これまでの採用者のうち約23%26名の方が、県外の病院からの採用となっております。しかしながら、中には地元の医療機関から転職する形で採用された方もいらっしゃいますことから、御指摘のような御意見をいただいたところでございます。

そうした状況を踏まえまして、病院局では、今年度の募集においては、地域枠の中に、県外の経験者の優先採用枠といたしまして、UIJターン枠を新たに設けたところでございます。こうした取り組みによりまして、地域枠の採用



試験にできるだけ多くの県外の経験者の方々が受験していただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 先ほどの延岡の理事の話で採用条件の44歳まで可というのは、実際は43歳までだと伺っております。

この医師会の理事は、私も大変お世話になっているお医者さんでございまして、今、新しい病院を災害の心配がないところに建設中で、年明けから診療スタートとなります。これまで直接こういうお話を聞いたことがなかったのに、厳しい御指摘でした。地元医療を支える民間病院に支障がないよう、県外でスキルアップした看護師がたくさん採用されるとありがたいと思っております。

県立延岡病院も民間病院も、地域にとって大事な大事な財産です。医師会とも十分な意見交換をしつつ、配慮しながらの採用をよろしくお願いいたします。

次に、東九州メディカルバレー構想について質問いたします。

大分県南部と本県北部の東九州地域は、血液や血管に関する医療を中心に、産学官が連携を深め、医療機器産業の一層の集積と地域経済への波及、さらにこの産業集積を生かした地域活性化と、医療分野でアジアに貢献する地域を目指すものです。

地域活性化総合特区に指定され、研究開発がしやすくなりました。9年目を迎えた東九州メディカルバレー構想の進捗状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 東九州メディカルバレー構想につきましては、本県の医療機器産業研究会の会員企業が、設立当初の32社から93社に増加するとともに、新たに医療機

器製造業の登録をした企業も10社となるなど、医療関連機器分野への参入が進んでおります。

既に、高機能のプラスチック製手術器具など、会員企業により市場化された機器が出てきておりますが、現在、これに続くものとして、例えば、延岡鉄工団地内の企業によって、口腔外科の手術器具や、軽量の放射線防護服の開発が進んでおります。また、西都市の企業により、災害時などに対応できる、持ち運び可能なたんや血液の吸引装置が、年内にも販売開始の予定となっております。

県としましては、参入から機器開発、さらには販路開拓までの一貫した支援に取り組むことによりまして、引き続き、当該構想の推進に努めてまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 医療機器産業研究会の会員も大幅増になり、県内各地に広がっております。商品化が間もなくのものもあり、大変楽しみにしております。ただ、九州保健福祉大学の竹澤先生と西都市の企業が開発した自動たん吸引装置が、臨床試験を済ませ、商品化が近いのではと期待されていましたが、ちょっと足踏みをしているのが残念です。

次に、県内企業への就職をいざなう昨年から事業化された「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」について、これまでの認定企業と支援対象者の実績を、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 本事業に登録し、返還支援を行う企業の認定につきましては、平成30年度の採用を対象とする認定が35社、令和元年度が62社、令和2年度が82社ということで、年々増加している状況でございます。

また、これらの企業に就職し、奨学金の返還

を支援する対象者につきましては、平成30年度の採用が12社の19名、令和元年度が18社の32名、合計をいたしますと、延べ30社の51名となっております。

**○田口雄二議員** やはり人材確保に御苦労されているのか、奨学金返済支援を活用したい認定企業が急増しております。支援対象者も32名までふえておりますが、もともとは年度ごとに40名ほどを想定していたので、学生へのPRをもっと工夫する必要があるかもしれません。

次に、「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の支援対象者の出身大学及び出身地について、県内・県外の割合がどうなっているのか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 支援対象者として決定いたしました51名の内訳でございますが、まず、出身大学につきましては、県内大学が14名、県外大学が37名でありまして、県内大学出身の割合は27.5%となっております。

一方で、出身地別に見てみますと、県内出身者が42名、県外出身者が9名でありまして、県内の割合が82.4%という状況でございます。

**○田口雄二議員** 県外の大学に進学した学生の比率は75%ぐらいになりますので、県内に戻すことに、また人材確保に一定の効果が出ているものだと思っております。

次に、五ヶ瀬川水系のアユの減少により、県はアユ資源の回復のため、2017年より、延岡湾での海産稚アユの採捕を停止してきました。本年から、海産稚アユの採捕を再開しました。このことに、関係者から賛否が寄せられています。五ヶ瀬川水系のアユ資源の管理に係る取り組みを、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（坊藺正恒君）** 五ヶ瀬川水系のアユ資源の管理につきましては、資源量調査

を実施するとともに、平成28年度から、延岡湾での稚アユ漁の停止や、河川での漁期短縮などによる資源回復に取り組んできたところであります。

その結果、昨年度の資源量が当初の目標水準に達したと判断し、本年2月からの延岡湾での稚アユ漁を許可いたしました。

なお、許可に当たっては、資源量が一定水準を下回った場合には、翌年の漁を停止することも含めて、資源量に応じて採捕数量を設定する新たな管理方式を導入しております。

県といたしましては、新たな管理方式の効果の検証に加え、アユ資源に対する影響が大きいと言われておりますカワウの調査なども含めて、総合的なアユ資源の管理に取り組んでまいります。

**○田口雄二議員** 今回のやりとりでわかったんですが、海産稚アユは生命力が大変強くて、養殖業者には好まれるとお聞きしました。ただ、状況を見ながら停止することもあるとのことですが、アユ資源の状況を見ながら、関係者の声を聞きながら、適切な判断をよろしく願います。

次に、一ツ葉有料道路に関して何点か伺います。

県北の県民は、広瀬バイパスの完成と接続される一ツ葉有料道路の無料化を大変楽しみにしています。というのも、いろんな施設が県央に集中しており、そこまでの交通費が大変大きな負担になっております。県庁、宮崎空港、総合運動公園、宮崎大学医学部附属病院、芸術劇場、美術館、博物館、イオンモール等々は、高速道路そしてJRを使っても、料金だけでも5,000円前後、ガソリン代を入れればもっとかかります。念願の東九州自動車道が繋がった

にもかかわらず、これまでどおり2時間以上もかけて国道10号を使っているのが現状です。

高速道を使っている方でも、宮崎西インターチェンジまでは使わず、西都でおられる方が多くいます。それだけに、春田バイパスと広瀬バイパスを経由し、無料になった一ツ葉道路を使えば、主要な施設までの交通費の負担がかなり軽くなって、利用しやすくなります。

無料になれば、宮崎市内の住吉地区の国道10号、橋通りなどの通過車両が減り、渋滞がかなり減るのではないかと思います。

そしてもう一つの問題が、県北の消費がかなり大分県にとられている現状です。東九州道の延岡と佐伯間60キロが直轄道路で無料のため、大分市内の大型商業施設に格安で行けるため、延岡市民同士が土日には現地をよく出会うと言われるほどです。アミュプラザ大分、パークプレイス、トキワなどのチラシが、延岡では新聞によく入ります。大分での消費をぜひ県内に向けさせるためにも、交通費の負担を軽減させないといけません。

ところが、2020年2月末の一ツ葉有料道路の無料化予定が、南海トラフ巨大地震に備えて橋梁などの耐震化が必要となり、無料化がぐらついてきました。その成り行きを大変気にしております。一ツ葉有料道路における橋梁の耐震対策等にどの程度の費用が見込まれるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 一ツ葉有料道路において必要となる橋梁の耐震対策としましては、国土強靱化の観点から、例えば、平成7年の兵庫県南部地震と同程度の地震が発生し、橋梁が被災した場合においても、軽微な補修で早期の通行を可能とするレベルの性能が求められております。

一ツ葉有料道路には、北線、南線を合わせて13の橋梁がありますが、詳細な調査を実施しました結果、一ツ葉大橋を含む3つの橋梁において対策が必要となり、費用としましては約31億円を見込んでおります。

加えて、一ツ葉有料道路に関する有識者会議で意見をいただきました津波避難のためのUターン場所の整備などに、約7億円が必要と考えており、合わせて約38億円を見込んでおります。

**○田口雄二議員** 橋梁等の耐震対策は当然優先しなければなりません。2つの対策で38億円必要となりますが、国から道路や河川、街路、港湾、砂防等々への防災・減災、国土強靱化対策の予算が、昨年度末に171億円、今年度に119億円の合計290億円、国からおりました。3年にわたって防災対策を行っていく予定です。

耐震対策については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」予算で実施すべきではないかと考えますが、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 本県におきましては、南海トラフ地震の発生が懸念される中、有事の際の受援体制の構築が大きな課題となっており、救援物資の輸送などを行うため、九州の東西を結ぶ道路を確保することが極めて重要であります。

このため、橋梁の耐震対策につきましては、熊本県と県北部を結ぶ国道218号において、重点的に進めているところです。

しかしながら、当路線は急峻な山間部を通過するため、干支大橋や青雲橋など大規模な橋梁が多くあり、その対策には100億円以上の費用が必要であります。

今年度も、「防災・減災、国土強靱化のため

の3か年緊急対策」の予算を集中的に投じ、対策を進めておりますが、完了までには、まだまだ期間を要するものと考えております。

引き続き、国道218号の耐震対策に集中的に取り組む必要がありますので、その他の路線につきましても、その進捗状況を見ながら、実施の時期を検討することとしております。

**○田口雄二議員** 大きな災害があったときのため、熊本県からの応援や支援をいただくために、西臼杵郡等の218号の橋梁の強化等に使う予定のようですが、一ツ葉有料道路も災害発生時には、救急・医療や支援物資の輸送等の役割を担う大変重要な道路になります。

一ツ葉有料道路の今後を協議している有識者会議では、どのようなことが議論されているのか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 有識者会議におきましては、一ツ葉有料道路の今後のあり方を検討するため、橋梁の耐震対策等に関する財源の確保や対策の進め方について、学識経験者や物流・観光・経済の分野の方々から意見を伺っているところであり、これまで2回開催したところであります。

第1回目の会議では、橋梁の耐震対策の必要性などについて説明を行い、物流や観光面から無料化を望む意見や、有料道路が継続されれば、走行時の定時性が確保されるといった意見のほか、耐震対策はもとより、津波発生時の避難についても検討すべきなどの意見をいただきました。

第2回目の会議では、前回の意見を踏まえ、橋梁の耐震や津波避難誘導対策の内容及び概算費用について説明を行い、国土強靱化の予算で行うべきとの意見や、これらの対策は必要であり、スピード感を持って実施すべきとの意見を

いただいたところであります。

**○田口雄二議員** さまざまな意見が出されているようですが、私と同じ意見の方もいるようです。

次に、一ツ葉有料道路の返済額について、これまで年平均幾ら返済されてきたのか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 建設費の返済に充てる経費につきましても、料金収入から管理費等の支出額を差し引いた金額を、償還準備金繰入額として計上しております。

県道路公社の決算によりますと、建設費の返済に充てました年間の繰入額は、過去10年平均で約3億6,000万円となっております。

**○田口雄二議員** 仮に有料が継続されたら、耐震対策費が38億円ですので、年平均3億6,000万円の返済ですと、ざっと計算しても完済までには10年ちょっとかかることとなります。

ただ、小戸の橋が間もなく完成するので、南線の交通量が減るのではないかと考えております。年間の返済額が今より少なくなることが予想されます。完済までにはもっと時間がかかるかもしれません。

最後の質問になりますが、通行料金についてはどのように考えているのか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 有料道路の通行料金につきましても、料金徴収期間や推定交通量等を考慮し、建設費や維持管理費等の総費用を償還できるように定めることとなっております。

第2回有識者会議におきまして、「有料を継続した場合の通行料金の設定や徴収期間について説明をいただきたい」との意見をいただいております。現在、さまざまなケースを検討し、試算

を行っているところであります。

第3回会議においては、試算結果をお示しし、有識者等の御意見を伺いますとともに、県議会からの御意見も踏まえながら、県の方針を検討してまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 大変割高な延岡南道路が今回値下がりすることになり、間もなく新料金に移行します。特に、特大車930円が350円まで大きく下がり、大変ありがたいのですが、普通車は残念ながら20円の値下げで、わずかな区間で240円取られます。県北の県民が宮崎の主要な施設を利用するのに、高額な交通費が使われていることを十分に考慮しながら、有料化の継続をするのか否かを検討していただきたいと存じます。かなうなら、利用者が少ない佐土原町下那珂から宮崎港までの北線だけでも無料化していただくことを要望して、この質問を終了いたします。

次に、県営住宅の入居に関する事で質問いたします。

今年の1月に、ある方から、「延岡市営住宅が抽せんで当たって入居が決まったけど、手続が全て完了し、部屋の鍵を渡されるまで、室内を全く見せてくれない。普通、民間のアパートなら、まず室内を見て、周りの環境を考慮して入居を決めます。当選したのでいろいろと準備が必要なのに、何で下見させてくれないのですか」と御意見をいただきました。そこで私は、これから何年も住むかもしれない部屋を見せてくれないわけではないでしょうと、すぐに確認の調査をしました。そして、県北の公共住宅の指定管理者、延岡日向宅建協同組合が出している「県営・市営住宅入居募集のご案内」を開いてみますと、「県営・市営住宅の下見は管理上の都合により、一切できませんのでご了承ください

い。」と、きっぱりと明記されておりました。収入の低い市民や県民に安い家賃で提供するんだから、黙って入居しろとでも言うのか、上から目線の対応に驚きました。

市営住宅でしたので、この件を我が党の延岡市議に話したところ、その市議も信じられないと驚いて、確認してくれました。宅建協同組合に確認したら、一切見せないというのは、市の指導である。市に確認したら、そんな指導はしていないと、責任のなすりつけ合いをしていました。

どういう理由で当選者にさえ下見、内覧をさせないのかわかりませんが、少なくとも部屋の写真を見せるぐらいの最低限のサービスがあってもいいのに、それさえも全くしていません。図面を見せてくれるだけです。しかし、図面では、一般の人は全くイメージが湧きません。それでいて、部屋も見せないのに、1日でも部屋に入ったら、「退出時には畳・ふすまは全て自費でとりかえてください」と冷たく言われたそうです。その対応を聞いているだけでも腹が立ってくるほどです。延岡の我が党の市議団も、我が県民連合宮崎の同僚議員も下見をさせないことは知りませんでした。下見をすることが当たり前と思っているからです。

そこで、これまでの県営住宅入居募集時における下見・内覧の取り扱いについて、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長(瀬戸長秀美君)** 県営住宅につきましては、県内を県央・県南地区と県北地区の2つに分けて、それぞれ指定管理者に管理運営をお願いしているところであり、入居募集については、公平性を保つため、原則、年4回の定期募集により行っております。

内覧の取り扱いにつきましては、県央・県南

地区では、当選された方のうち、高齢者や障がい者など一定の配慮が必要な方に内覧を行っているほか、ホームページ上で住宅の内部写真を閲覧できるようにしておりますが、県北地区においては、このような運用をしておりませんでした。

**○田口雄二議員** 県営住宅は2つの指定管理者が県内を管理運営していますが、その取り扱いが違うようです。県央・県南地区の指定管理者も、直接の下見はできないが、住宅の内部写真が閲覧できるようです。今では1泊しかしないホテルでも、事前にネットで部屋の様子を見ることができると、なぜ県北ではそれもできないのか、納得できません。

県営住宅の指定管理者2団体で、どうして下見・内覧の取り扱いが異なることになったのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県営住宅の住戸の内覧につきましては、県が直接管理を行っていたころから、内覧の取り扱いについては特に定めておらず、県営住宅の管理を指定管理者に委託する際にも、業務仕様書に特段明示しておりませんでした。

そのため、指定管理者ごとに異なった取り扱いになっているものと考えております。

**○田口雄二議員** 今回、指示はしていなかったということでございますが、今回の質問でわかったのですが、室内を下見・内覧させないのは、県が直接管理していたころからだそうでございます。そのころのやり方がそのまま引き継がれているということです。

今回の相談があった方からは、入居を決めて書類審査の際に、初めて部屋の場所を教えてください、鍵をもらって初めて入室して、給湯器がないこと、カーテンレールや網戸がないこと等々

を初めて知り、また、現在持っている家具等が合わないこと等々、相当の不満を聞かされました。

そこで、県営住宅の住戸の下見・内覧を今後どのように運用していくのか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 議員御指摘のとおり、入居を希望される皆様に、今後お住まいになる住戸について事前によりよく知っていただくことは、重要であると考えております。

このため、県北地区の内覧の取り扱いにつきましては、昨年度末以降、県央・県南地区と同様に、高齢者や障がい者など、住宅の確保に一定の配慮が必要な方から申し出があった場合には、内覧を行うこととしたところであります。

さらに、今後とも県民の皆様に対して、よりよいサービスを提供するため、入居される全ての方々が、住戸内の写真を閲覧したり内覧を行うことができるよう、現在、指定管理者と検討を行っているところであります。

**○田口雄二議員** W i - F i の設置を申請してから許可が出るまで1カ月半も時間を要した等の声も聞いております。安い家賃で提供しているからではなく、下見や事前の室内情報等は提供するのが当然です。県民サービスの向上をぜひよろしくお願いいたします。

次に、警察本部長に伺います。

2010年に大阪地検特捜部で発覚した証拠改ざん事件をきっかけに、刑事訴訟法が改正され、取り調べの可視化がこの6月から全面施行され、容疑者に対する取り調べの録音・録画の義務づけが始まりました。可視化の狙いは、取り調べの過程を透明化し、法廷での活用など、後に第三者のチェックを可能にすることです。

6月1日から義務化となった取り調べの可視化に対する本県の現時点の対応について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 平成28年6月の刑事訴訟法等の一部を改正する法律の公布によりまして、制度対象の事件について、逮捕または勾留されている被疑者を取り調べる場合等においては、原則としてその全過程を録音・録画する試行の指針を制定しまして、これまでに警察本部及び全ての警察署に、合計38台の録音・録画装置を配備して対応してまいりました。

改正刑事訴訟法が本年6月1日に施行されたことで、取り調べの録音・録画は同法上の義務となりましたが、試行指針に基づき、これまでに取り組んできた手続と何ら変わりありませんので、今後も同法にのっとった適正な対応をしてまいります。

○田口雄二議員 3年前からの試行期間を経たので、問題なく対応できているようです。

とはいえ、全ての取り調べが対象になっていくわけではなく、かなり限定的です。取り調べの可視化、録音・録画の制度対象となる事件とはどういうものであるのか。また、平成30年の本県の全検挙事件に占める取り調べの録音・録画を実施した割合について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 取り調べの録音・録画の制度対象事件は、基本的には裁判員裁判対象事件であります。具体的には、殺人や強盗致死などの死刑または無期の懲役もしくは禁錮に当たる罪に係る事件と、傷害致死や危険運転致死などの短期1年以上の有期の懲役または禁錮に当たる罪であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件であります。

平成30年の本県の全検挙事件に占める取り調べの録音・録画を実施した割合につきましては、全検挙事件が2,655件、取り調べの録音・録画を実施した事件が19件でありますので、その割合は約0.7%であります。

○田口雄二議員 何も県警には問題はないんですが、可視化対象が1%もない、つまり99%以上が可視化対象外ということはどう評価しているのか、ちょっと悩むところでもあります。ただ、弁護士の助言もあり、黙秘や否認がふえましたので、自白での取り調べが難しくなったようで、丁寧に証拠を集めなければならなくなり、客観的な証拠が必要になったようです。取り調べの可視化に先立って、昨年司法取引が始まり、一連の刑事司法改革は一区切りを迎えております。

次に、昨年、私は横断歩行者妨害について質問しました。「信号機のない横断歩道を渡ろうとしているのに一時停止をせず、歩行者妨害をしている車が検挙される例が全国的に増加している。交通事故の発生件数は大幅に減少しているのに、横断歩道の事故の減り方が少ないために、取り締まりを強化している」とのことでした。その時点では、本県の横断歩道で歩行者への優しさは少し足りない状況でしたが、その後、取り締まりを強化したり、啓発活動が実を結んだのか、一時停止する様子をよく拝見するようになりました。

信号機のない横断歩道での交通事故を減らすための取り組みの状況と、横断歩道での交通違反の検挙状況を、警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 県警では、信号機のない横断歩道における歩行者優先を徹底させるため、運転免許証の更新時講習、事業所における講習などの交通安全教育、街頭キャン

ペーン、テレビCMの放映、路線バスの広告、新聞等を活用するなど、あらゆる機会を通じてルール周知を図っております。

また、これらの取り組みと並行して、横断歩行者妨害にかかる交通指導取り締まりを強化し、本年の検挙件数は5月末で952件であり、昨年同期の207件と比べまして、745件ふえております。

今後とも、歩行者保護のルール向上のための広報啓発と指導取り締まりを徹底してまいります。

**○田口雄二議員** まだ私は検挙した現場に遭遇したことはありませんが、前年同期の4.6倍です。相当力を入れて取り締まりを強化していることがわかりました。

栃木県では昨年、一時停止をしない全国ワーストになり、今、県を挙げて不名誉なワースト脱却運動をしています。議場にいる皆さんも、歩行者に対して優しく接していただきたいと存じます。ちなみに違反点数は2点、反則金は普通車で9,000円となっています。

次に、教育行政について伺います。

これまで何度も質問していますが、強く要望させていただきました、工業高校に専攻科の設置の件です。

延岡日向地区には、東九州随一の工業地帯にもかかわらず、工業系の大学や高等専門学校がなく、以前より工業高校内に専攻科の設置を要望する声があります。既存の施設を利用して、卒業後さらに1～2年、専門的な知識や技術を習得するもので、講師は、工業高校の講師や地元の企業の技術者等の協力を得ながら、講義と実習を実施するものです。企業研修を通して実践力を身につけることを一番の目的とし、地域一体となった教育の場を形成していくもので

す。

今年度から教育長がかわりましたので、改めてこのテーマで伺います。県北の工業高校における専攻科設置について、昨年の11月議会後の取り組み状況と教育長のお考えを伺います。

**○教育長(日隈俊郎君)** 専攻科設置につきましては、その後、関係行政機関との情報共有や意見交換を行ってきたところであります。

専攻科設置の目的には、地域産業界が求める即戦力となる人材の育成や、生徒自身が県内就職の意識を高めるところにあります。まずは、これらの目的を高校3年間で目指すために、「職業系高校生と企業をつなぐ人財育成事業」の中で、生徒が専門力を高めたり、地元企業への理解を深めたりする取り組みを始めることとしております。

専攻科設置におきましては、設備・機器の導入や指導者の育成、専攻科卒業後のキャリアに見合う就職先の確保などの課題も多いことから、関係部局や関係自治体、県北地域の関係団体とも引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** クリアしなければならない課題が多いのもわかりますが、地元は専門性を高めた貴重な人材を求めています。さらに地元の関係者の声を聞きながら、前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

次に、まず県内の高校生の県内大学への進学状況について、教育長にお伺いします。

**○教育長(日隈俊郎君)** 学校基本調査において、この5年間の平均を見ますと、県内の高等学校を卒業し、県内大学へ進学した生徒の数は、公立、私立含めてですが、1,100名程度で推移しております。

県内大学の定員の合計が2,300名程度となって



おりますので、定員の約半数が県内出身者となっております。

**○田口雄二議員** 私学も入れて1,100名ほどが県内大学に進学しているようですが、県や地元自治体が高額な補助金を出し誘致した大学が、資格取得や就職もいい結果を出しているにもかかわらず、定員を下回る大学が出てきています。現在の人口減少対策、人材確保の一環として、さまざまな事業を行っています。

その一つが、県外に進学した学生をいかに本県に呼び戻すかですが、県内の大学にもう少し目を向けることはできないのかと考えます。県民所得の低い本県から都市部への大学進学は、授業料や生活費などの経済的負担は非常に大きくなります。県内の大学であれば、自宅から通学もでき、経済的負担は小さく、また県内就職にもつながるのではないかと、地元経済においても大きなメリットがあります。

生徒へ県内大学等の魅力を伝える必要があると考えますが、高校ではどのような取り組みをしているのか、教育長に伺います。

**○教育長(日隈俊郎君)** 現在、各高校では、進路学習の中で、大学の学部・学科の特色等について調べる取り組みを行うほか、県内大学の教授等を招いて出前授業や講演会を実施したり、オープンキャンパスに生徒を参加させたりするなど、計画的に進路指導を行っているところであります。

さらに、県内大学において行われる、より専門的な実験に生徒を参加させたり、生徒が取り組む地域課題解決の探求学習において、アドバイザーとして大学教員にサポートしていただいたりするなど、連携を深めた取り組みを行っている学校もあります。

今後とも、県内の各大学と密接な関係を築き

ながら、その魅力を伝えることで、生徒の進路選択の幅を広げ、進路指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

**○田口雄二議員** 高校生が激減している中、これから地方の大学の運営が心配され、東京23区内の大学の定員が規制されています。高額な補助金を出して誘致した大学ですので、地域のためにも貴重な人材を供給してもらわなければなりません。

ちなみに、我が家の3人の子供は、現在、全て延岡に住んでおります。次男と長女は地元の大学に行きました。大変授業料は高かったのですが、自宅から通わせることができましたので、何とか卒業して、資格を取ることもできまして、県北に就職しております。その間は、ちゃんと子供たちと、就職に関しても地元の有利性を伝えたり、いろんなことをすることができましたので、県内に残ってくれたと思っております。おかげで近くに孫もできましたので、いつも顔を見ることができると。これも県内に進学し、就職したからではないかと思っております。そういうことも十分考慮していただきまして、今のような政策を進めていただけたらと思っております。

どうもありがとうございました。(拍手)

**○山下博三副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時48分散会

